

遠賀町都市計画マスタープラン

平成 22 年 3 月

遠 賀 町

目 次

現況編	1
1. 現況調査	2
1-1. 位置	2
1-2. 地形・地質	2
1-3. 気象	4
1-4. 沿革	5
2. 人口動態	6
2-1. 人口の推移	6
2-2. 地区別人口と人口密度	7
2-3. 世帯数	9
2-4. 年齢別人口	10
2-5. 流出・流入別人口	11
3. 産業	13
4. 土地利用	14
5. 新築動向	16
6. 都市施設	19
6-1. 交通施設	19
6-2. 公園	25
6-3. 上水道	27
6-4. 下水道	27
6-5. 火葬場	27
7. 現況と課題の整理	29
全体構想編	31
1. 理念と目標	32
2. 都市づくりの目標	33
3. まちづくりの将来フレーム	35
4. 都市構造	36
4-1. 広域都市構造	36
4-2. 都市構造	37
5. 土地利用の方針	40
5-1. 土地利用の基本方針	40
5-2. 市街地内外別土地利用方針	40
6. 交通施設の整備方針	44
6-1. 交通体系整備の基本方針	44
6-2. 道路交通施設の整備方針	45
7. 公園・緑地の整備方針	48
7-1. 公園・緑地の整備方針	48
7-2. 公園・緑地の整備目標	49
7-3. 公園・緑地の配置方針	49

8. 上・下水道の整備方針	52
8-1. 上水道の整備方針	52
8-2. 下水道の整備方針	52
9. ゴミ処理場の整備方針	53
10. 火葬場の整備方針	53
11. 河川の整備方針	53
11-1. 主要河川	53
11-2. その他の河川	53
12. 環境形成の方針	54
12-1. 都市環境	54
12-2. 自然環境	54
13. 景観形成の方針	55
13-1. 市街地景観	55
13-2. 自然景観	55
13-3. 文化的景観	56
14. 都市防災の方針	56
14-1. 災害に強いまちづくり	56
14-2. 防災体制づくり	57
14-3. 防災に関する普及活動	57
全体構想図	58
地域別構想編	59
1. 地域区分	60
2. 地域別構想	61
2-1. 遠賀北地域	61
(1) 地域の課題	61
(2) 地域づくりの基本方針	64
(3) 地域づくりの部門別方針	64
遠賀北地域構想図	68
2-2. 遠賀南地域	69
(1) 地域の課題	69
(2) 地域づくりの基本方針	72
(3) 地域づくりの部門別方針	72
遠賀南地域構想図	76
実現の方策編	77
1. 土地利用方針に関する施策	78
2. 都市施設整備方針に関する施策	78
3. 景観形成の方針に関する施策	79
資料編	81

現 況 編

1. 現況調査

1-1. 位置

本町は、霊峰英彦山を源に持つ遠賀川の下流に開けた遠賀平野の中心に位置し、東西は約5km、南北は約9kmに広がり、総面積22.14km²を有しています。

町域は、北に芦屋町、東に水巻町、西に岡垣町、南に中間市及び鞍手町と接し、北九州都市圏に属する遠賀郡の中心に位置します。

◆遠賀町の位置図



1-2. 地形・地質

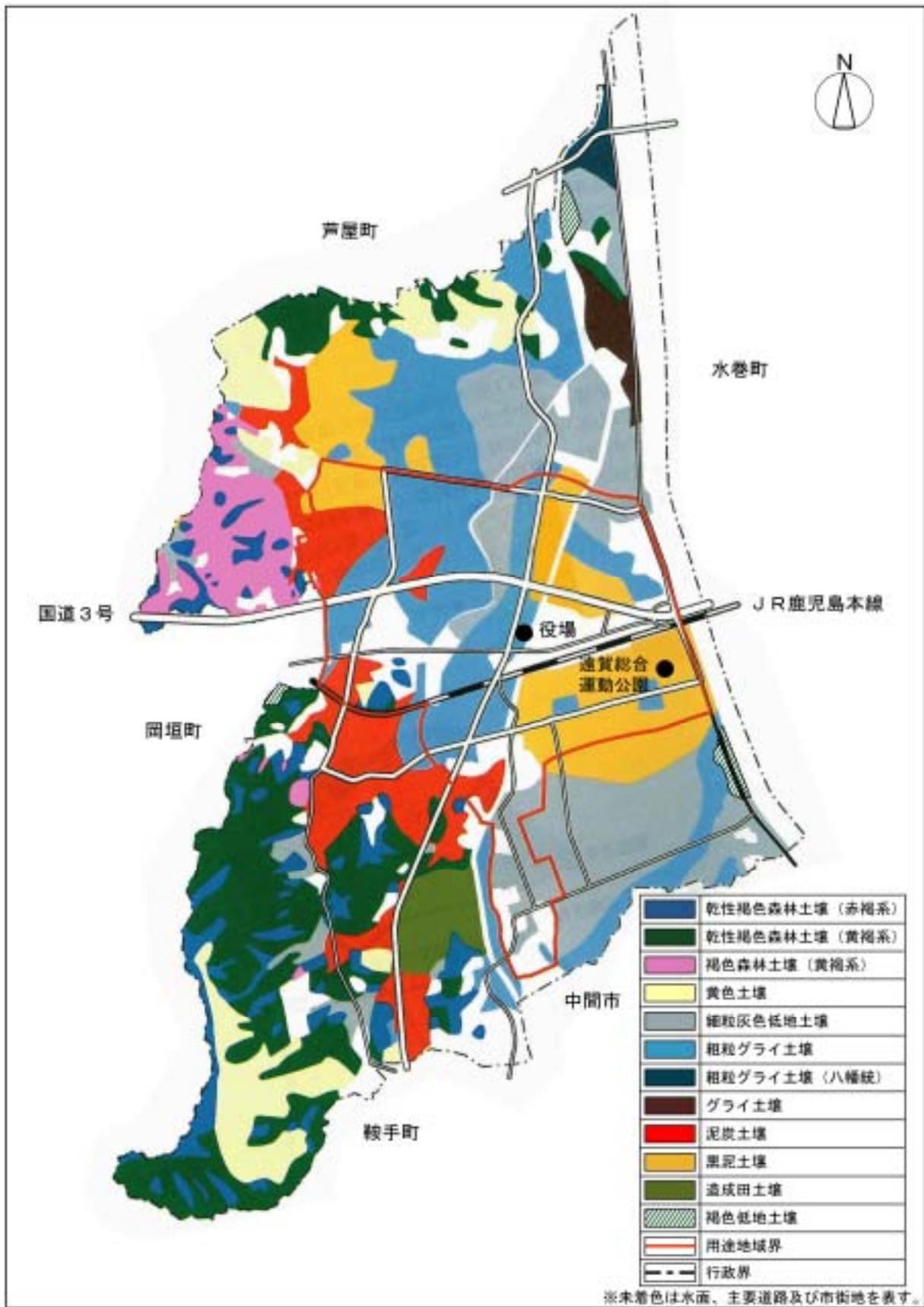
本町は、町域の7割を平坦地が占め、遠賀川の下流部に位置することから、潮の干満の影響を受けやすい地形です。西端部には南北に遠賀山系が連なり、西川、戸切川等が北東に流れ、遠賀川で交わり響灘に注いでいます。

この付近の地質は、地盤変動に影響されながら幾度も様相を変え、現在では第3紀層が不整合に覆っており、遠賀山系の丘陵地を除いてほぼ砂泥に覆われた軟弱地盤を形成しています。このことが本町の地質の特徴と言えます。

◆遠賀町の地形図



◆土壤分布図



1-3. 気象

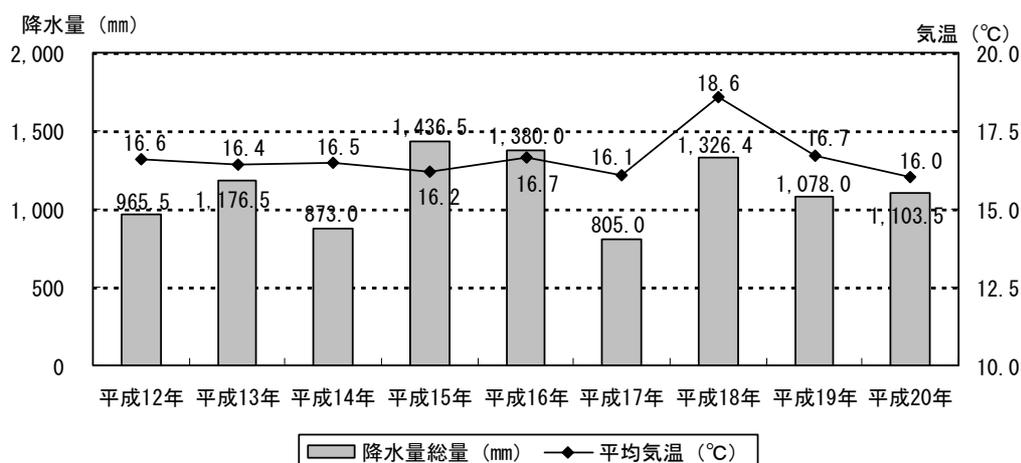
本町の気象概況を過去9年間（平成12年～平成20年）の推移で見ると、年平均気温は16.6であり、平成18年に最高の18.6となっています。また、年平均降水量は1,127.2mmであり、年間を通して南南東の風が多くみられます。

◆過去9年間の気象概況

年次	気温（℃）			降水量（mm）		最 多 風 向	最 大 風 速 時 風 向	最大風速 （m）
	平均	最高	最低	総量	日最大 降水量			
平成12年	16.6	36.0	-1.7	965.5	77.5	南南東	南、南東	27.2
平成13年	16.4	36.4	-3.9	1,176.5	88.0	南南東	北北東	26.5
平成14年	16.5	35.5	-0.7	873.0	111.0	南	南南西	27.5
平成15年	16.2	34.1	-3.0	1,436.5	108.5	南南東	北北東	46.9
平成16年	16.7	35.5	-4.7	1,380.0	83.0	南南東	北北西	39.9
平成17年	16.1	34.6	-3.2	805.0	59.0	南南東	東	32.0
平成18年	18.6	34.8	2.7	1,326.4	88.0	—	北	13.4
平成19年	16.7	35.7	-1.9	1,078.0	112.5	南南東	東	34.5
平成20年	16.0	36.3	-1.8	1,103.5	47.0	南南東	北北東	23.2
平均	16.6	35.4	-2.0	1,127.2	86.1	—	—	30.1

資料：遠賀郡消防署資料

◆年別の平均気温と年間降水量



資料：遠賀郡消防署資料

1-4. 沿革

本町は、古代遠賀川式農耕文化の発祥の地として重要な位置を占めていました。

当時は、船が唯一の交通機関であり、鬼津船郷山付近には船着場があったとみられ、水上交通の要所として利用されていたことがうかがえます。

江戸時代に入って新田開発が積極的に進められ、今日の肥沃な田園地帯が作られると共に、温かい人情や風俗に育まれた文化が生まれました。

明治 22 年 4 月に市町村制が敷かれ、浅木村と島門村が誕生し、その後、昭和 4 年 4 月に 2 つの村が合併し遠賀村となりました。

当時は、農業が主要な産業でしたが、北九州市の発展に伴う就業構造の変化により、農村としての形態や様相も変化し始めました。また、一時期炭坑の開抗により人口が増加しましたが、エネルギー革命後人口は再び減少し始めていきました。

このような中、昭和 39 年に町制施行を行い現在の遠賀町が誕生しました。その後、住宅団地が造成され、現在では北九州市近郊の農村のゆとりと都市の活力をあわせ持つ生活都市として発展を遂げています。

◆コミュニティバス



◆中心市街地



◆農地（菜の花）



◆遠賀川（レガッタ）



2. 人口動態

2-1. 人口の推移

本町の人口は、昭和55年には約1万4千人でしたが、平成12年には約1万9千人となり、約5千人増加するなど年々増加してきました。

しかし、北九州市経済の停滞もあり、近年は人口の伸びも穏やかとなっています。

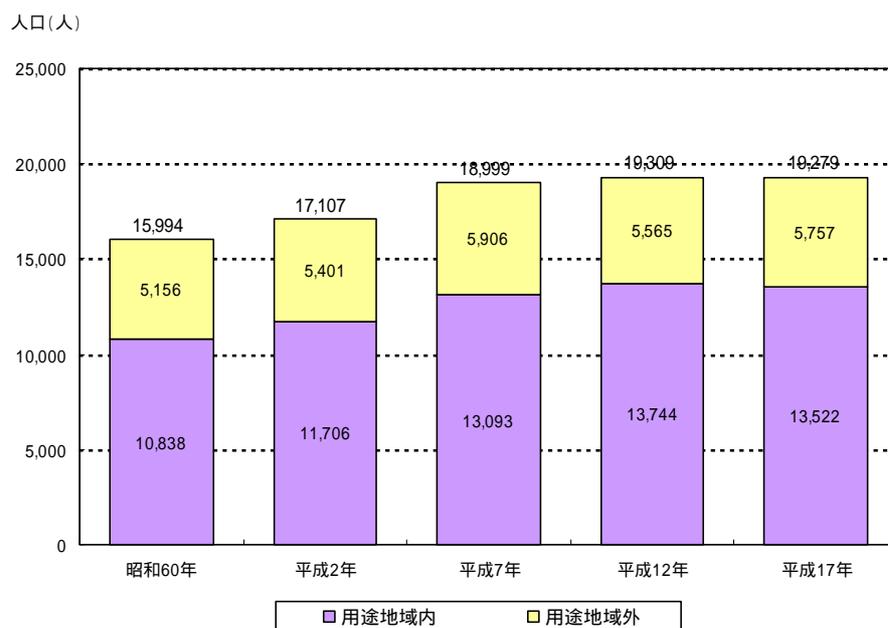
次に、人口の推移を用途地域内外でみると、用途地域内の人口は、昭和55年から平成12年にかけて約4,400人増加しましたが、平成12年から17年にかけては約220人減少しています。

用途地域外では、昭和55年から平成12年にかけて約700人増加し、その後も平成12年から17年にかけて約190人増加し、用途地域外での宅地開発などによる人口増加がうかがえます。

◆人口の推移

	昭和55年 人口 (人)	昭和55年～昭和60年 の増減		昭和60年 人口 (人)	昭和60年～平成2年 の増減		平成2年 人口 (人)	平成2年～平成7年 の増減	
		人口 (人)	率 (%)		人口 (人)	率 (%)		人口 (人)	率 (%)
都市計画区域	14,188	1,806	12.7	15,994	1,113	7.0	17,107	1,892	11.1
用途地域	9,313	1,525	16.4	10,838	868	8.0	11,706	1,387	11.8
用途地域外	4,875	281	5.8	5,156	245	4.8	5,401	505	9.4
	平成7年 人口 (人)	平成7年～平成12年 の増減		平成12年 人口 (人)	平成12年～平成17年 の増減		平成17年 人口 (人)		
		人口 (人)	率 (%)		人口 (人)	率 (%)		人口 (人)	率 (%)
都市計画区域	18,999	310	1.6	19,309	-30	-0.2	19,279		
用途地域	13,093	651	5.0	13,744	-222	-1.6	13,522		
用途地域外	5,906	-341	-5.8	5,565	192	3.5	5,757		

資料：都市計画基礎調査、国勢調査



資料：都市計画基礎調査、国勢調査

2-2. 地区別人口と人口密度

都市計画基礎調査の地区区分に基づく、平成12年の国勢調査の地区別人口によると、用途地域内人口は13,744人で、町の人口の約71%を占めています。

人口が最も多い地区は、田園の2,717人、東和苑の1,276人、松ノ本(2)の949人で、いずれも昭和40年代から50年代にかけて造成された住宅団地です。それ以外では、遠賀川、新町などのJR遠賀川駅前の市街地の人口が多いですが、近年は人口が減少傾向にあります。

一方、人口を可住地面積で割った人口密度について、最も密度の高い地区は、広渡(1)で103.0人/ha、次いで田園の102.1人/ha、東和苑の98.9人/haの順です。

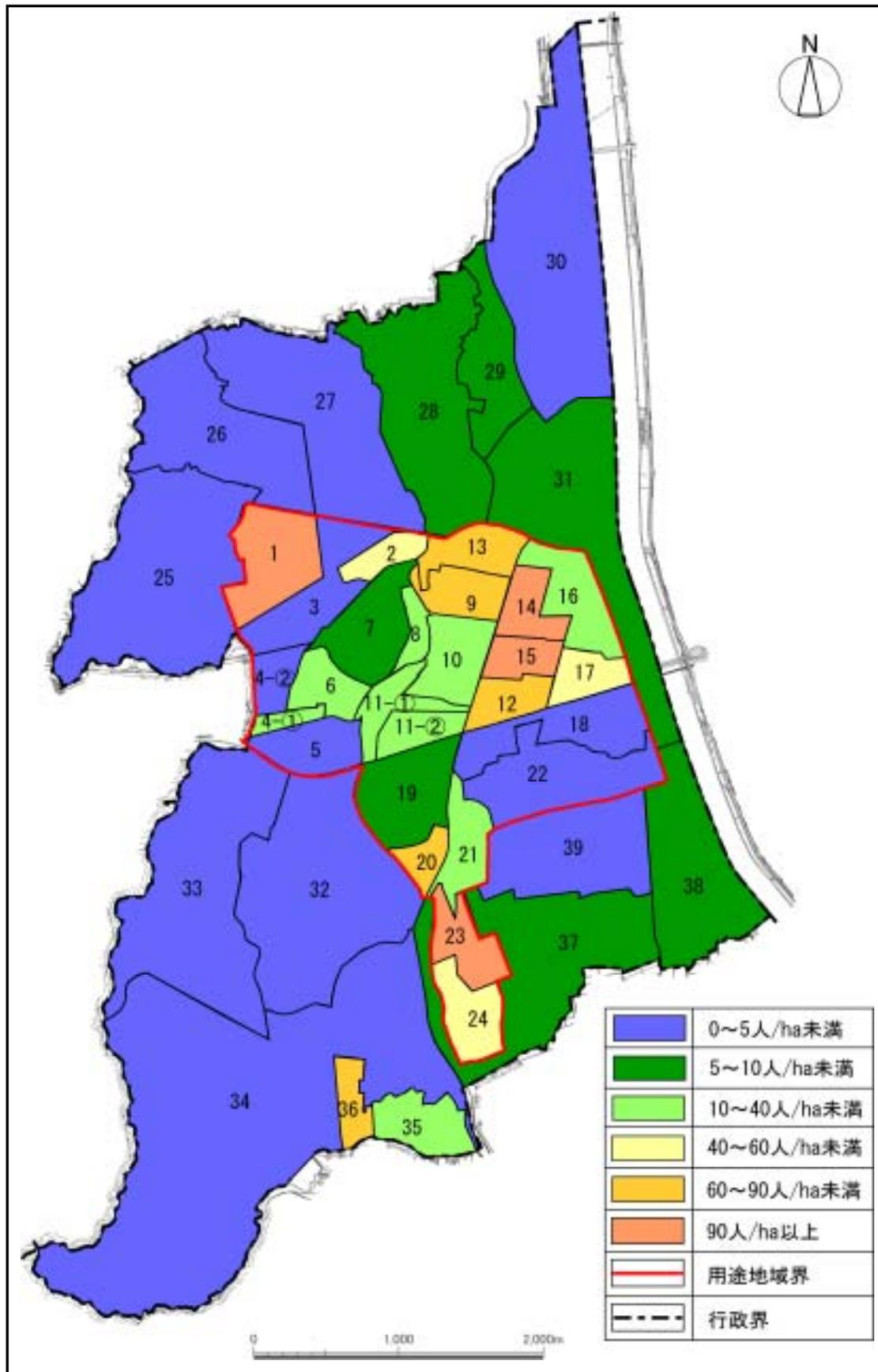
JR遠賀川駅前の遠賀川、新町における人口密度は、減少傾向にあり、用途地域外の芙蓉地区も人口減少により、人口密度が減少しています。逆に、今古賀、田園、別府(1)などでは、人口密度が増加しています。

◆地区別人口及び人口密度

	地区面積		平成7年		平成12年		平成7年～12年の増減	
	全面積 (ha)	可住地面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
1. 田園	38.4	26.6	2,401	90.3	2,717	102.1	316	11.8
2. 別府(1)	10.6	8.3	346	41.7	458	55.2	112	13.5
3. 別府(2)	36.6	32.9	42	1.3	68	2.1	26	0.8
4-①. 別府(3)	5.9	4.6	134	9.1	96	20.9	-25	-1.7
4-②. 別府(3)	11.9	10.2			13	1.3		
5. 別府(4)	23.0	20.1	112	5.6	98	4.9	-14	-0.7
6. 別府(5)	17.2	12.3	417	33.9	389	31.6	-28	-2.3
7. 別府(6)	34.2	27.7	246	8.9	185	6.7	-61	-2.2
8. 別府(7)	8.3	6.0	131	21.8	174	29.0	43	7.2
9. 松ノ本(1)	19.1	12.2	942	77.2	884	72.5	-58	-4.7
10. 今古賀(1)	25.6	10.9	54	5.0	356	32.7	302	27.7
11-①. 今古賀(2)	16.3	10.9	413	20.2	336	30.8	141	7.0
11-②. 今古賀(2)	14.4	9.5			218	22.9		
12. 遠賀川	15.8	9.3	926	99.6	766	82.4	-160	-17.2
13. 松ノ本(2)	20.2	12.3	875	71.1	949	77.2	74	6.1
14. 広渡(1)	16.1	8.2	828	101.0	845	103.0	17	2.0
15. 新町	13.7	8.5	824	96.6	780	91.8	-44	-4.8
16. 広渡(2)	29.4	22.5	705	31.3	602	26.8	-103	-4.5
17. 旧停	15.2	8.9	360	40.4	383	43.0	23	2.6
18. 広渡(3)	38.0	8.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
19. 木守(1)	38.4	31.1	218	7.0	292	9.4	74	2.4
20. 上別府(1)	10.1	6.5	469	72.2	436	67.1	-33	-5.1
21. 木守(2)	20.7	14.2	372	26.2	437	30.8	65	4.6
22. 木守(3)	52.7	48.4	145	3.0	154	3.2	9	0.2
23. 東和苑	20.5	12.9	1,373	106.4	1,276	98.9	-97	-7.5
24. 浅木(1)	22.7	18.4	760	41.3	832	45.2	72	3.9
用途地域合計	575.0	402.2	13,093	32.6	13,744	34.2	651	1.6
25. 尾崎(1)	135.3	116.3	539	4.6	437	3.8	-102	-0.8
26. 尾崎(2)	86.4	76.3	250	3.3	216	2.8	-34	-0.5
27. 鬼津(1)	110.4	98.1	368	3.8	442	4.5	74	0.7
28. 鬼津(2)	107.3	86.1	604	7.0	563	6.5	-41	-0.5
29. 若松	39.1	30.2	240	7.9	246	9.1	6	1.2
30. 島津	142.5	49.0	190	3.9	177	3.6	-13	-0.3
31. 広渡(4)	109.6	39.1	244	6.2	243	6.2	-1	0.0
32. 上別府(2)	138.5	118.4	465	3.9	461	3.9	-4	0.0
33. 上別府(3)	140.7	110.0	226	2.1	143	1.3	-83	-0.8
34. 虫生津	347.5	314.5	476	1.5	527	1.7	51	0.2
35. 緑ヶ丘	23.3	19.4	616	31.8	540	27.8	-76	-4.0
36. 芙蓉	12.6	8.7	815	93.7	740	85.1	-75	-8.6
37. 浅木(2)	103.7	85.8	460	5.4	455	5.3	-5	-0.1
38. 老良	74.2	38.3	244	6.4	236	6.2	-8	-0.2
39. 木守(4)	67.9	63.7	169	2.7	139	2.2	-30	-0.5
用途地域外合計	1,639.0	1,253.9	5,906	4.7	5,565	4.4	-341	-0.3
合計	2,214.0	1,656.1	18,999	11.5	19,309	11.7	310	0.2

資料：平成16年度都市計画基礎調査

◆地区別人口密度現況図（平成 12 年）



資料：平成 16 年度都市計画基礎調査

2-3. 世帯数

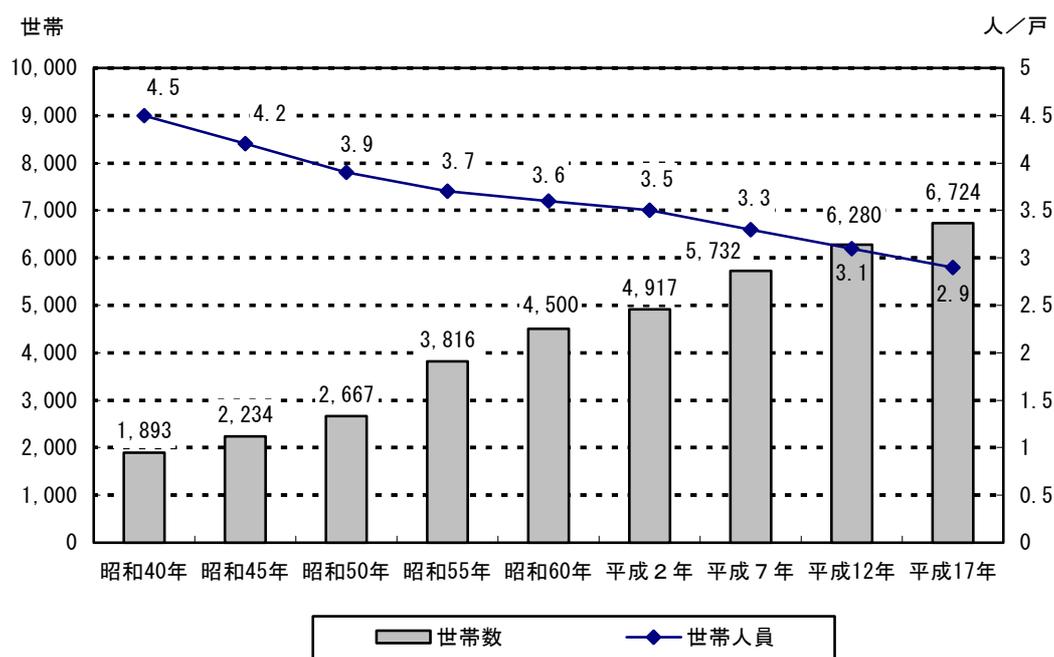
本町の世帯数は近年増加していますが、平成7年以降増加率はやや鈍化傾向になっています。

一方、平均世帯人員は平成17年で2.9人/戸と3人/戸を下回っており、核家族化の進行がうかがえます。

◆世帯数と平均世帯人員

年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数 (世帯)	1,893	2,234	2,667	3,816	4,500	4,917	5,732	6,280	6,724
世帯数増減率 (%)	—	18.0	19.4	43.1	17.9	9.3	16.6	9.6	7.1
人口 (人)	8,592	9,368	10,331	14,188	15,994	17,107	18,999	19,309	19,279
人口増減率 (%)	—	9.0	10.3	37.3	12.7	7.0	11.1	1.6	-0.2
平均世帯人員 (人/戸)	4.5	4.2	3.9	3.7	3.6	3.5	3.3	3.1	2.9

資料：国勢調査



資料：国勢調査

2-4. 年齢別人口

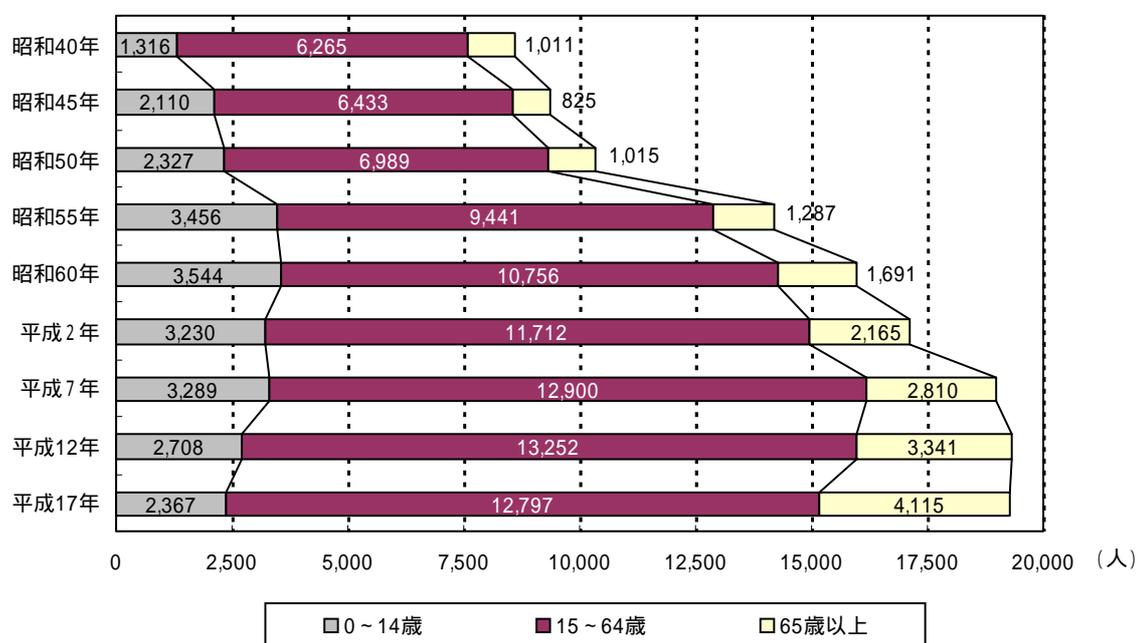
本町の年齢別人口の推移を見ると、昭和40年から55年にかけて、0～14歳人口の割合が増加傾向にありましたが、それ以降減少傾向にあります。住宅団地などへの転入が影響して増加傾向にあったものと推察されます。

65歳以上人口の割合は、昭和45年以降増加傾向にあり、平成7年に14.8%、平成17年に21.3%に達し、ここ10年間で6.5ポイント増加しています。

◆年齢別人口

年	総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
昭和40年	8,592	1,316	15.3	6,265	72.9	1,011	11.8
昭和45年	9,368	2,110	22.5	6,433	68.7	825	8.8
昭和50年	10,331	2,327	22.5	6,989	67.7	1,015	9.8
昭和55年	14,188	3,456	24.4	9,441	66.5	1,287	9.1
昭和60年	15,994	3,544	22.2	10,756	67.3	1,691	10.6
平成2年	17,107	3,230	18.9	11,712	68.5	2,165	12.7
平成7年	18,999	3,289	17.3	12,900	67.9	2,810	14.8
平成12年	19,309	2,708	14.0	13,252	68.6	3,341	17.3
平成17年	19,279	2,367	12.3	12,797	66.4	4,115	21.3

資料：国勢調査



資料：国勢調査

2-5. 流出・流入別人口

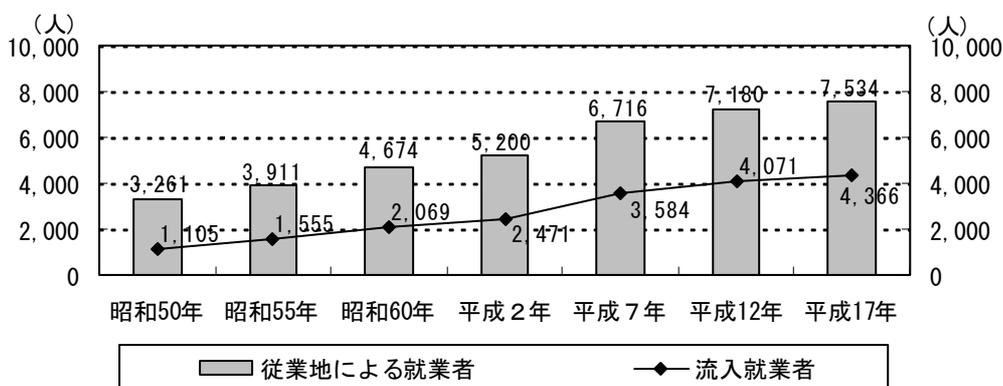
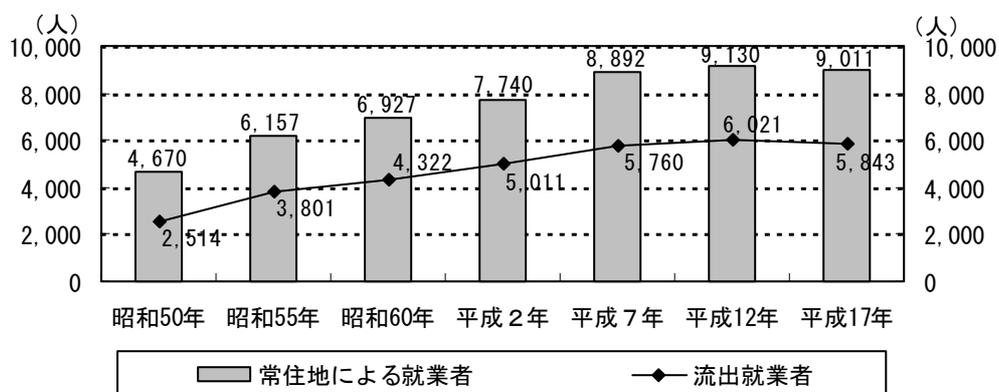
本町の流出口は、昭和50年で2,514人であったものが、平成12年には6,021人に増加していますが、平成12年から平成17年にかけて178人減少しています。一方、流入人口においては、昭和50年で1,105人であったものが、平成17年においては約4倍の4,366人に増加しており、流入率の増加傾向が大きく、周辺から就業先として拠点性を高めていると言えます。

流出・流入先は、北九州市との間で流出・流入とも第1位で、近年流入が流出より増加傾向にあります。また、北九州市及び岡垣町、水巻町からの流入が増加傾向にあります。

◆流出・流入別人口

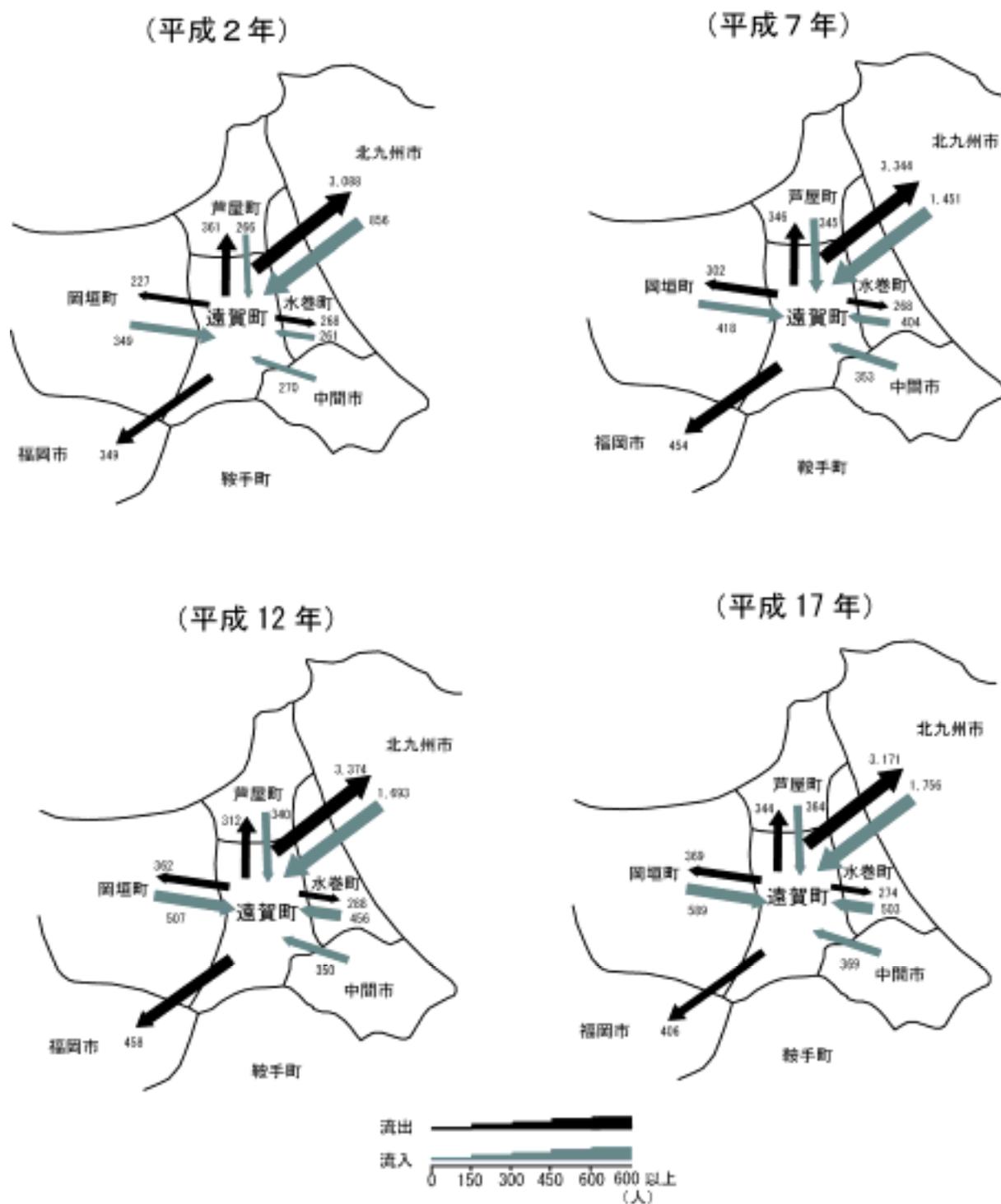
年	常住地による 就業者数 (人)	流 出			従業地による 就業者数 (人)	流 入		
		就業者数 (人)	流出率 (%)	増減率 (%)		就業者数 (人)	流入率 (%)	増減率 (%)
昭和50年	4,670	2,514	53.8	—	3,261	1,105	33.9	—
昭和55年	6,157	3,801	61.7	51.2	3,911	1,555	39.8	40.7
昭和60年	6,927	4,322	62.4	13.7	4,674	2,069	44.3	33.1
平成2年	7,740	5,011	64.7	15.9	5,200	2,471	47.5	19.4
平成7年	8,892	5,760	64.8	14.9	6,716	3,584	53.4	45.0
平成12年	9,130	6,021	65.9	4.5	7,180	4,071	56.7	13.6
平成17年	9,011	5,843	64.8	-3.0	7,534	4,366	58.0	7.2

資料：国勢調査



資料：国勢調査

◆ 流出・流入状況図



資料：都市計画基礎調査（国勢調査）

都市計画基礎調査では、流出人口・流入人口の多い市町を、多いほうから上位5市町調査しているため、上位5位に該当しない市町は、流出・流入のデータの表示がありません。

3. 産業

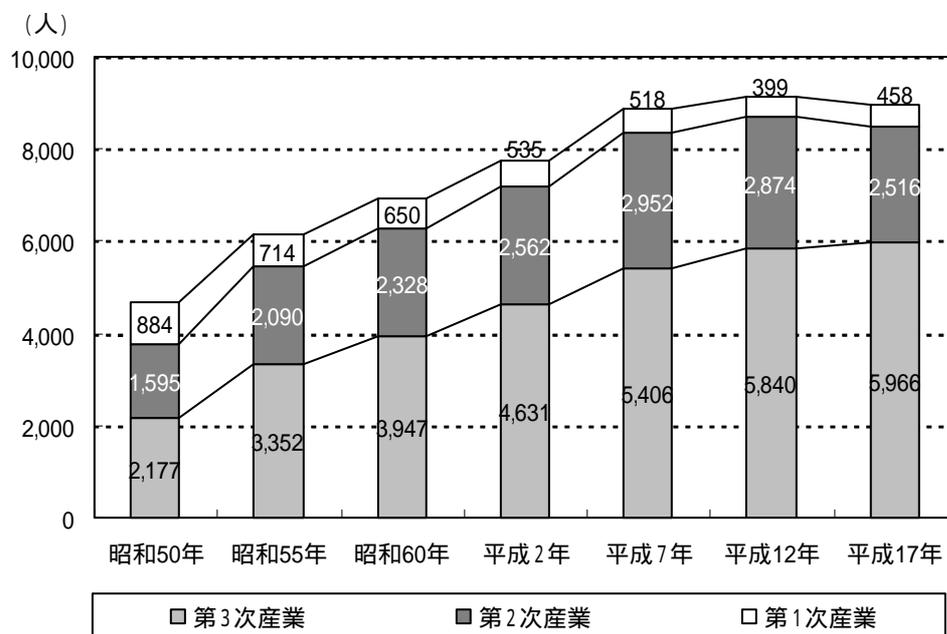
本町の就業者数は年々増加傾向にありましたが、平成12年から平成17年にかけて減少しています。昭和60年まで低下が見られた就業率も、それ以降は増加に転じていましたが、平成12年から平成17年にかけて再び低下しています。

産業分類別に見ると、第1次産業の就業者数及び構成比は年々減少傾向にあり、平成17年には5.1%となっています。第2次産業の就業者数は、平成7年まで増加がみられましたが、それ以降は減少に転じており、構成比は年々減少傾向にあります。第3次産業は、就業者数、構成比とも増加傾向にあり、平成17年には全就業者数の66.2%となっています。

◆就業人口の推移

項目 年次	就業者 (人)	就業率 (%)	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
			就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
昭和50年	4,670	45.2	884	18.9	1,595	34.2	2,177	46.6
昭和55年	6,157	43.4	714	11.6	2,090	33.9	3,352	54.4
昭和60年	6,927	43.3	650	9.4	2,328	33.6	3,947	57.0
平成2年	7,740	45.2	535	6.9	2,562	33.1	4,631	59.8
平成7年	8,892	46.8	518	5.8	2,952	33.2	5,406	60.8
平成12年	9,130	47.3	399	4.4	2,874	31.5	5,840	64.0
平成17年	9,011	46.7	458	5.1	2,516	27.9	5,966	66.2

資料：国勢調査



資料：国勢調査

4. 土地利用

本町の土地利用現況を見ると、約 66%が自然的土地利用で、その約 35%が農地(田・畑)となっています。

一方、都市的土地利用が約 34%を占め、宅地が約 15%、道路用地が約 8%となっています。

用途地域内では、都市的土地利用が全体の約 58%を占め、そのうち宅地が全体の約 30%であり、道路が約 14%となっており、宅地化と合わせて道路の整備が進んでいることがうかがえます。ただし、その他の空き地が約 5%残存しています。

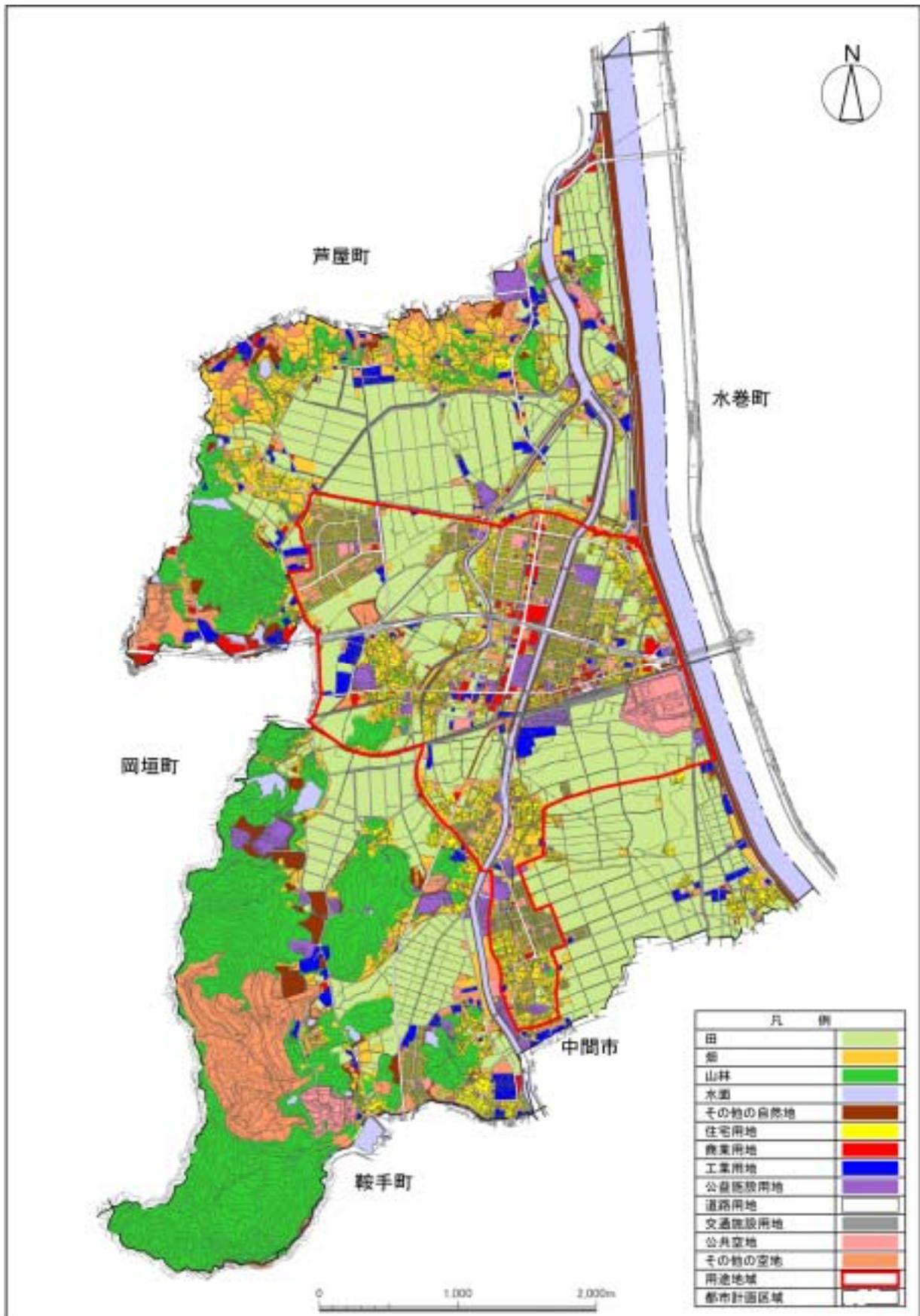
用途地域外では、全体の約 74%が自然的土地利用です、農地が約 35%、山林が約 24%と農地が比較的多いことが本町の特徴となっています。一方、都市的土地利用では、宅地は約 9%で、その他の空き地が同じ規模で分布しています。

◆土地利用別面積

		実数 (ha)			構成比 (%)			
		用途地域	用途地域外	合計	用途地域	用途地域外	合計	
自然的 土地 利用	農地	田	173.5	491.5	665.0	30.2	30.0	30.0
		畑	24.6	87.1	111.7	4.3	5.3	5.0
		小計	198.1	578.6	776.7	34.5	35.3	35.1
	山林	8.0	389.4	397.4	1.4	23.8	17.9	
	水面	22.8	173.0	195.8	4.0	10.6	8.8	
	その他の自然地	12.0	70.0	82.0	2.1	4.3	3.7	
	小計	240.9	1,211.0	1,451.9	41.9	73.9	65.6	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	141.6	95.1	236.7	24.6	5.8	10.7
		商業用地	16.5	12.6	29.1	2.9	0.8	1.3
		工業用地	13.3	42.1	55.4	2.3	2.6	2.5
		小計	171.4	149.8	321.2	29.8	9.1	14.5
	公共・公益用地	50.2	47.0	97.2	8.7	2.9	4.4	
	道路用地	79.4	92.5	171.9	13.8	5.6	7.8	
	交通施設用地	6.7	1.1	7.8	1.2	0.1	0.4	
	その他の公的施設用地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他の空き地	26.4	137.6	164.0	4.6	8.4	7.4	
	小計	334.1	428.0	762.1	58.1	26.1	34.4	
	合計	575.0	1,639.0	2,214.0	100.0	100.0	100.0	

資料：平成 16 年度都市計画基礎調査

◆土地利用現況図



資料：平成16年度都市計画基礎調査

5. 新築動向

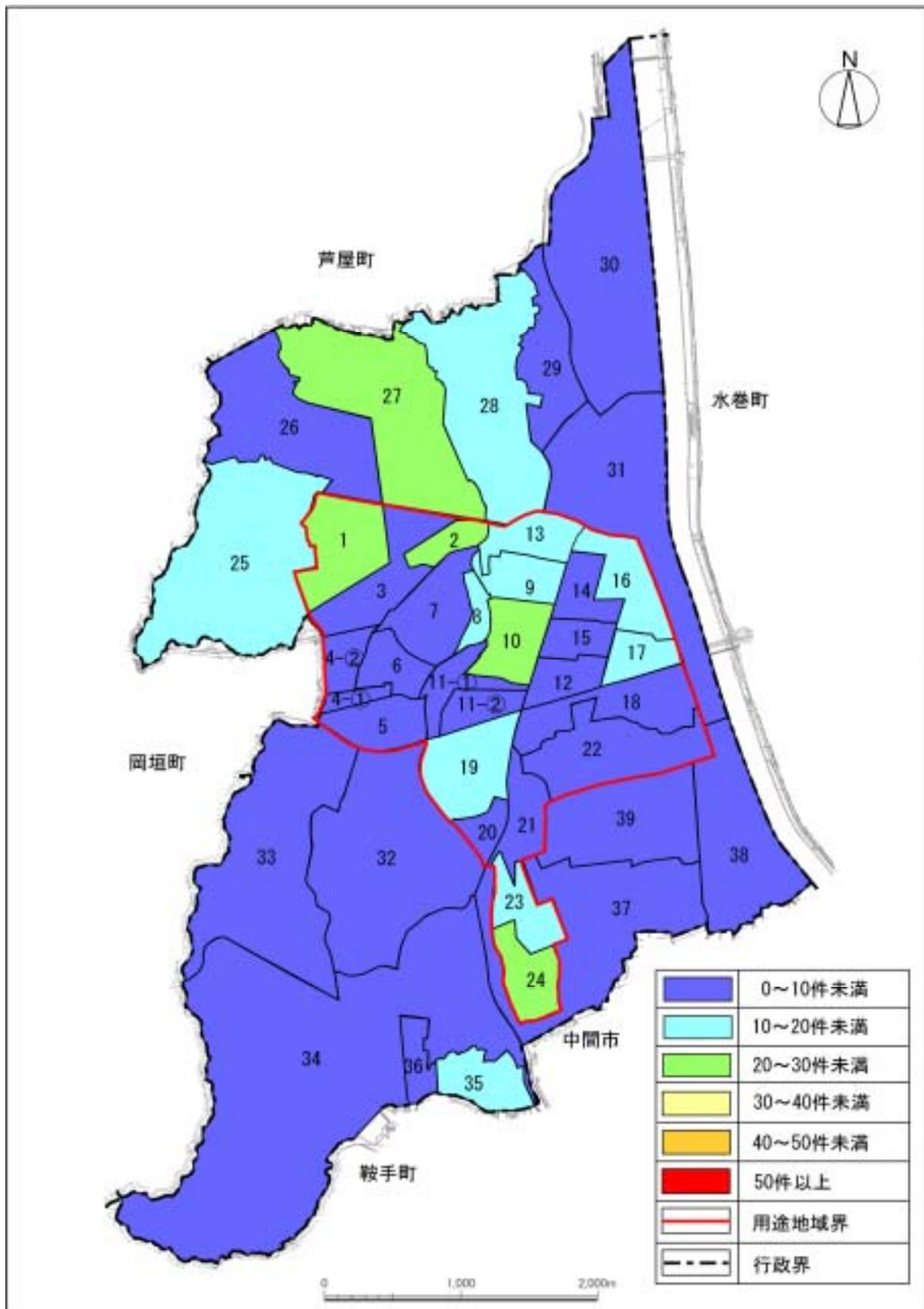
本町の新築動向を平成11年から15年の5年間で見ると、全体で374件の新築件数がみられ、年平均で75件の申請が行われています。5年間で用途地域内が251件と全体の約67%を占めています。その中で最も多く新築が見られるのは、田園で28件となっています。次いで今古賀(1)の25件です。しかし、これらは平成5～9年にかけての件数より約半数に減少しています。用途地域外においては、鬼津が最も多く、鬼津(1)と鬼津(2)を合わせて45件となり、用途地域外へのスプロール化がうかがえます。

◆地区別新築件数

地区名	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成11～15年の計	(参考)平成5～9年
1. 田園	2	1	13	4	8	28	152
2. 別府(1)	13	2	4	2	0	21	13
3. 別府(2)	0	0	2	1	1	4	1
4-①. 別府(3)	0	3	0	0	0	3	2
4-②. 別府(3)	0	0	0	0	0	0	
5. 別府(4)	0	0	0	1	0	1	1
6. 別府(5)	1	1	2	1	0	5	13
7. 別府(6)	0	3	1	3	2	9	26
8. 別府(7)	2	1	2	1	4	10	11
9. 松ノ本(1)	4	3	2	1	2	12	37
10. 今古賀(1)	8	7	2	5	3	25	49
11-①. 今古賀(2)	3	2	1	0	2	8	38
11-②. 今古賀(2)	2	3	2	0	0	7	
12. 遠賀川	1	1	0	4	0	6	23
13. 松ノ本(2)	1	5	4	2	3	15	33
14. 広渡(1)	1	1	3	0	1	6	17
15. 新町	2	1	2	1	2	8	24
16. 広渡(2)	4	1	3	2	3	13	23
17. 旧停	4	1	3	0	3	11	23
18. 広渡(3)	0	0	0	0	0	0	0
19. 木守(1)	8	1	2	5	1	17	18
20. 上別府(1)	1	0	1	1	1	4	10
21. 木守(2)	2	0	0	0	1	3	18
22. 木守(3)	0	0	0	0	0	0	18
23. 東和苑	6	2	4	0	2	14	19
24. 浅木(1)	7	8	1	2	3	21	15
用途地域合計	72	47	54	36	42	251	584
25. 尾崎(1)	2	4	3	0	5	14	33
26. 尾崎(2)	1	1	0	0	0	2	20
27. 鬼津(1)	4	4	10	5	3	26	28
28. 鬼津(2)	6	5	4	1	3	19	37
29. 若松	0	2	2	0	1	5	17
30. 島津	0	1	2	0	0	3	9
31. 広渡(4)	1	2	1	1	2	7	11
32. 上別府(2)	3	3	0	0	1	7	33
33. 上別府(3)	0	2	0	0	1	3	9
34. 虫生津	2	1	1	2	1	7	16
35. 緑ヶ丘	4	1	0	3	5	13	15
36. 芙蓉	0	0	0	0	0	0	2
37. 浅木(2)	3	1	1	0	3	8	36
38. 老良	1	1	0	1	1	4	30
39. 木守(4)	1	1	1	1	1	5	4
用途地域外合計	28	29	25	14	27	123	300
合計	100	76	79	50	69	374	884

資料：平成16年度都市計画基礎調査

◆地区別新築状況図（平成11年～15年）



資料：平成16年度都市計画基礎調査

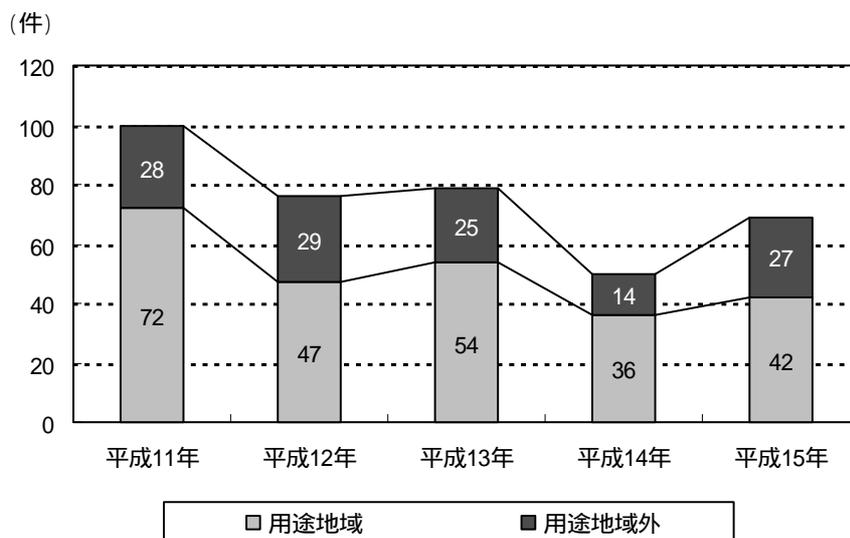
次に、平成 11 年から 15 年の各年における建築確認申請書の¹新築件数を見ると、全体的に減少傾向にあると言えます。

用途地域内外では年次によって異なりますが、平成 12、15 年など用途地域外における新築が 4 割近くまでになっている年次もあり、年々用途地域外への新築の割合が増加していると言えます。

◆平成 11 年～15 年の各年における建築確認申請書（新築）の件数

	実数（件）		構成比（％）		合計（件）
	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外	
平成11年	72	28	72.0	28.0	100
平成12年	47	29	61.8	38.2	76
平成13年	54	25	68.4	31.6	79
平成14年	36	14	72.0	28.0	50
平成15年	42	27	60.9	39.1	69

資料：平成 16 年度都市計画基礎調査



資料：平成 16 年度都市計画基礎調査

6. 都市施設

6-1. 交通施設

本町には、一般国道3号とJR鹿児島本線が町の中央付近を横断しています。

それ以外に、一般国道495号の1路線、主要地方道3路線、一般県道3路線があり、その他町道600路線（平成21年4月）が町内を走っています。

都市計画道路としては、現在15路線を計画決定しています。そのうち3路線は整備済みで、9路線が現在整備中若しくは一部供用を開始しています。

◆交通網現況



資料：庁内資料

(1) 道路

本町には、一般国道3号を中心に約600路線の道路が走っています。

なかでも一般国道3号は、福岡市と北九州市の両政令都市と本町を結ぶ広域ネットワーク軸として利用されています。また、その他の道路においても、近隣の市町とを結ぶ幹線道路や町内を結ぶ域内道路として利用されています。

平成17年の道路交通量（道路交通センサス）によると、町内で最も交通量が多い計測ポイントは一般国道3号であり、次いで一般国道495号、主要地方道直方芦屋線、一般県道浜口遠賀線の順となります。

また、各計測ポイントにおける平成11年から平成17年にかけての交通量の増減を見ると、一般国道495号及び主要地方道直方芦屋線を除き年々交通量が増加しています。中でも、一般国道3号及び一般県道浜口遠賀線の増加が大きくなっています。

◆道路交通センサスにおける交通量の推移

調査地点		実数（台）			増減率（％）	
		平成9年	平成11年	平成17年	平成9～11年	平成11～17年
国道3号	別府	20,646	19,597	32,906	-5.08	67.91
国道495号	芦屋町芦屋字粟屋	15,889	14,381	13,809	-9.49	-3.98
直方芦屋線	中間市砂山垣生	10,102	10,507	9,834	4.01	-6.41
〃	芦屋町芦屋字祇園町	5,762	5,730	5,790	-0.56	1.05
宮田遠賀線	鞍手町木月	5,930	6,167	6,227	4.00	0.97
浜口遠賀線	今古賀	8,504	8,589	9,778	1.00	13.84
黒山広渡線	尾崎	4,656	4,731	4,827	1.61	2.03
岡垣遠賀線		4,656	4,731	4,733	1.61	0.04

黒山広渡線、岡垣遠賀線の平成9年、11年のデータは同じである。平日自動車類12時間交通量

(2) 駐車場

本町では、駐車場を3箇所整備し、合計で135台収容できる。

◆駐車場整備状況

名 称	収容台数（台）	備 考
遠賀川駅前広場駐車場	15	
遠賀川駅東駐車場	13	
新町駐車場	107	1～4区に区分

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

本町では、駐輪場を2箇所都市計画決定し、その内、1箇所供用開始している。また、都市計画決定していないが、他に2箇所整備している。

◆駐輪場整備状況

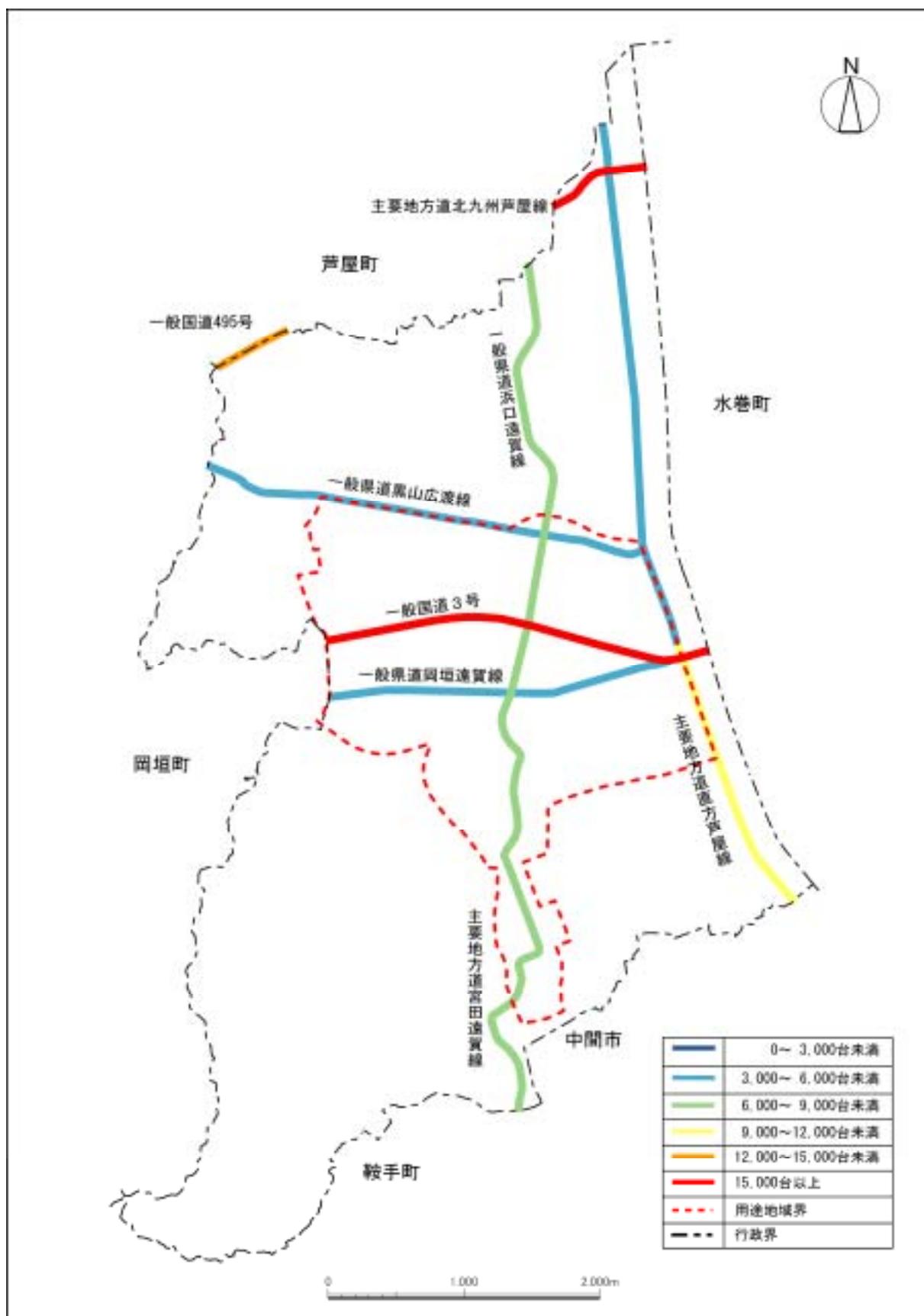
名 称	収容台数（台）	整備状況	備 考
遠賀町自転車駐車場（屋内駐輪場）	615	整備済	都市計画決定
遠賀川駅南口自転車駐車場	270	未整備	〃
駅東駐輪場	410	整備済	
駅西駐輪場	250	整備済	

◆断面交通量（平成9年）



資料：道路交通センサス

◆断面交通量（平成 11 年）



資料：道路交通センサス

◆断面交通量（平成 17 年）



資料：道路交通センサス

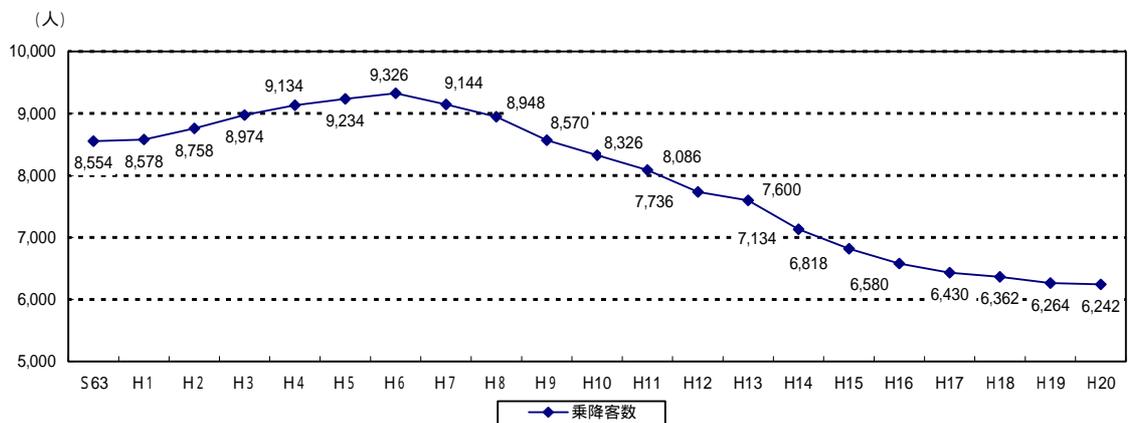
(4) その他の交通施設

J R 遠賀川駅は町のほぼ中央に位置しており、町の玄関口として機能しています。J R 遠賀川駅を利用する年間乗降客数（定期利用者及び一般切符）の推移を見ると、平成6年をピークに、それ以降は減少傾向にあり、平成19年には6,247人/日となっています。

また、J R 遠賀川駅には民間路線バスが乗り入っていますが、路線数が減少し、現在2路線のみの運行となっています。

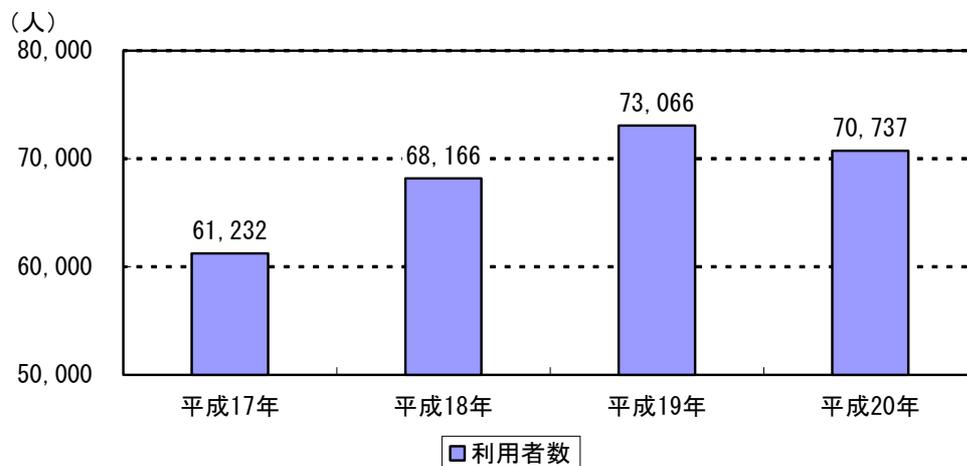
民間路線バスの一部区間の廃止に伴い、地域住民の移動のための生活支援や交通環境の向上を図ることを目的に、平成17年4月よりコミュニティバス（5路線、31便）を運行しており、平成20年度は、はじめて減少に転じました。

◆ J R 遠賀川駅乗降客数（定期利用及び一般切符）



資料：庁内資料

◆ コミュニティバス利用者数



資料：庁内資料

6-2. 公園

本町には、61箇所の公園・広場が設置及び計画されています。その内9箇所が都市計画決定され、8箇所において供用が開始されています。

全体整備済面積は25.18haで、面積を人口（平成20年度末）で割った住民1人当たりの整備面積は12.60㎡となっており、標準面積10.0㎡/人を満たしています。

その中でも最も面積が広い公園は遠賀総合運動公園で13.96ha、次に今古賀中央公園の1.08haの順で続いています。

町内の公園配置を見ると、用途地域内や集落地の付近に多く位置しています。

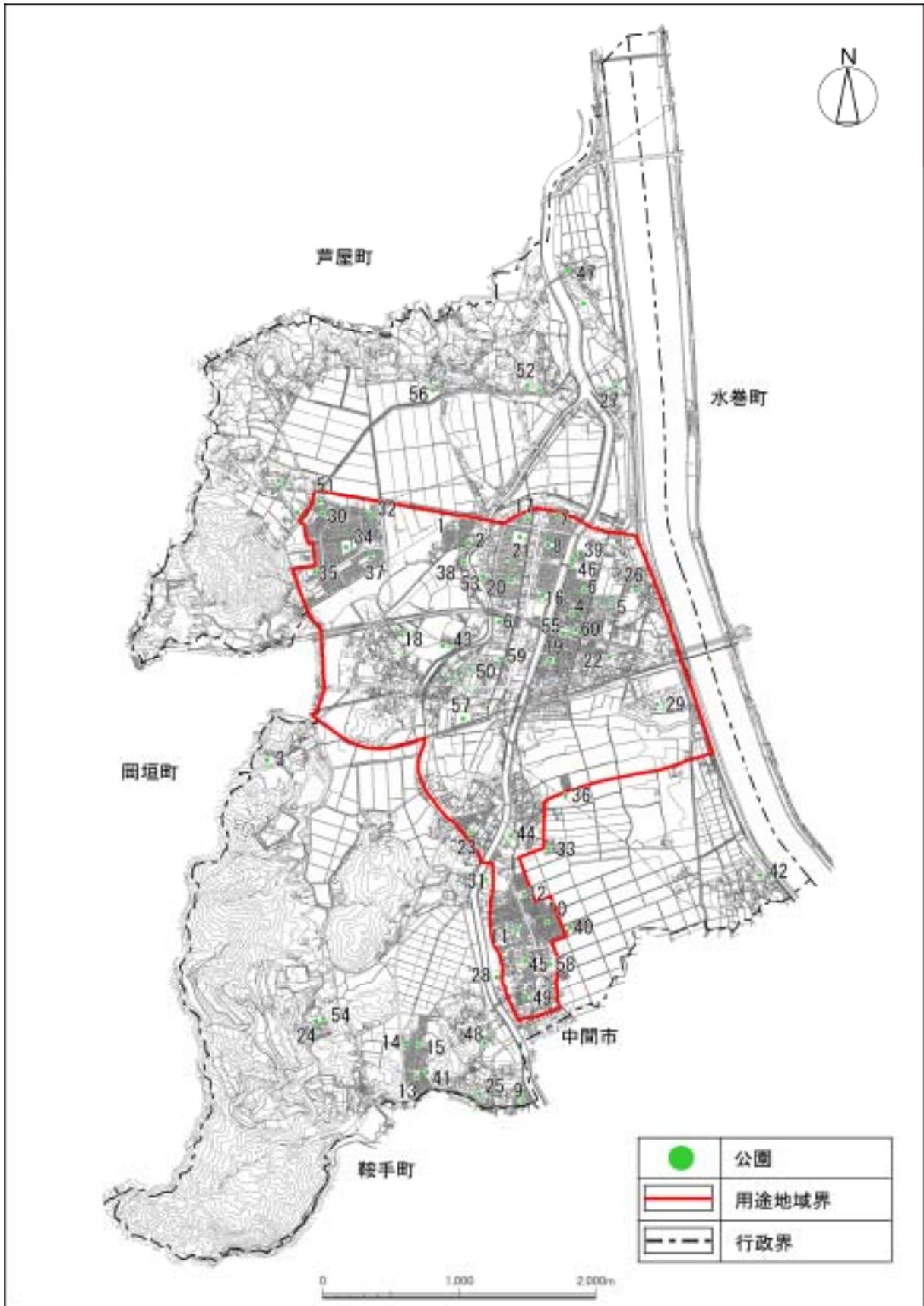
◆公園現況

番号	名称	面積 (ha)	公園の種類	備考	番号	名称	面積 (ha)	公園の種類	備考
1	高瀬第1公園	0.23	街区		32	尾崎スポーツ公園	0.16	近隣	
2	高瀬第2公園	0.02	街区		33	芝原公園	0.02	街区	
3	野中公園	0.02	街区		34	田園中央公園	0.71	近隣	
4	井出口公園	0.06	街区		35	白草沖第2公園	0.10	街区	
5	中牟田公園	0.10	街区	2.2.1	36	壺丁田公園	0.03	街区	
6	八手町公園	0.09	街区		37	白草沖第1公園	0.12	街区	
7	平田公園	0.12	街区		38	下中牟田公園	0.14	街区	
8	地蔵下公園	0.22	街区		39	八手町第2公園	0.02	街区	
9	八丁公園	0.02	街区		40	松ヶ崎第2公園	0.04	街区	
10	松ヶ崎公園	0.10	街区		41	虫生津運動公園	0.53	近隣	
11	黒狭公園	0.11	街区		42	老良コミュニティ広場	0.18	街区	
12	儀王公園	0.20	街区		43	別府日焼公園	0.03	街区	
13	半田ヶ嵯運動公園	0.07	街区		44	木守コミュニティ広場	0.42	街区	
14	半田ヶ嵯公園	0.07	街区		45	浅木コミュニティ広場	0.04	街区	
15	塘ノ下公園	0.03	街区		46	広渡コミュニティ広場	0.07	街区	
16	松ノ本第1公園	0.20	街区		47	島津峯ヶ浦池公園	0.44	近隣	
17	松ノ本公園	0.08	街区		48	虫生津コミュニティ広場	0.04	街区	
18	別府公園	0.17	街区	2.2.3	49	宮ノ前公園	0.02	街区	
19	新川公園	0.17	街区	2.2.2	50	塔ノ元第2公園	0.22	街区	2.2.7
20	松ノ本第2公園	0.29	街区		51	田屋ノ下第2公園	0.01	街区	
21	松ノ本運動公園	0.82	近隣		52	若松公園	0.24	街区	
22	観ノ目公園	0.24	街区	2.2.4	53	水辺公園	0.05	街区	
23	蓮角公園	0.14	街区		54	若葉台第2公園	0.10	街区	
24	若葉台公園	0.03	街区		55	新町南公園	0.08	街区	
25	池ノ上公園	0.04	街区		56	鬼津公園	0.11	街区	
26	八剣公園	0.20	街区		57	今古賀中央公園	1.08	近隣	3.3.1
27	江通公園	0.20	街区		58	浅木公園	0.36	街区	
28	西川公園	0.76	近隣		59	塔ノ元第1公園	0.15	街区	2.2.6
29	遠賀総合運動公園	13.96	運動	6.5.1	60	新町北公園	0.26	街区	
30	田屋ノ下公園	0.12	街区		61	砂田公園（未供用）	0.20	街区	2.2.5
31	ふれあい広場	0.56	近隣						

備考は都市計画公園番号を示す。

資料：庁内資料

◆公園位置図



資料：庁内資料

6-3. 上水道

本町の上水道は、中間市の給水区域に属しており、中間市により供給されています。

中間市の浮州池を水源とし、西部浄水場より尾倉配水池及び尾崎配水池を經由して給水されています。

普及率は、平成 17 年度末現在で 99.5%に達しており、町のほぼ全域をカバーしています。

また、将来の人口増加に対応していくために、北九州市水道局との協議により、福北導水からの分水を確保しています。

◆上水道給水量

	単位	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
給水人口	人	19,691	19,555	19,602	19,605	19,524	19,574
日平均給水量	m ³	6,095	6,197	6,007	6,000	5,985	6,242
1人1日あたりの給水量	m ³	0.31	0.32	0.31	0.31	0.31	0.31

資料：庁内資料

6-4. 下水道

平成 4 年度に地区の特性、周辺環境、水源地の保全、住民の要望などに基づいて、公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽を組み合わせた下水道計画を策定しました。この計画に基づき、それぞれの事業展開を図り、平成 20 年度末現在の処理人口は下表のようになっています。

◆汚水処理人口

区 分	平成16年 (人)	平成17年 (人)	平成18年 (人)	平成19年 (人)	平成20年	
					(人)	処理 (%)
住民基本台帳人口 (各年度末)	19,547	19,593	19,609	19,517	19,560	—
汚水処理人口合計	14,518	15,682	16,173	16,692	16,817	86.0
公共下水道処理人口	4,919	5,218	5,373	5,652	6,313	32.3
農業集落排水事業処理人口	518	2,083	2,059	2,075	2,112	10.8
地域下水道処理人口	5,816	5,755	5,604	5,319	5,295	27.1
小型合併処理浄化槽処理人口	3,265	2,626	3,137	3,646	3,097	15.8

資料：庁内資料

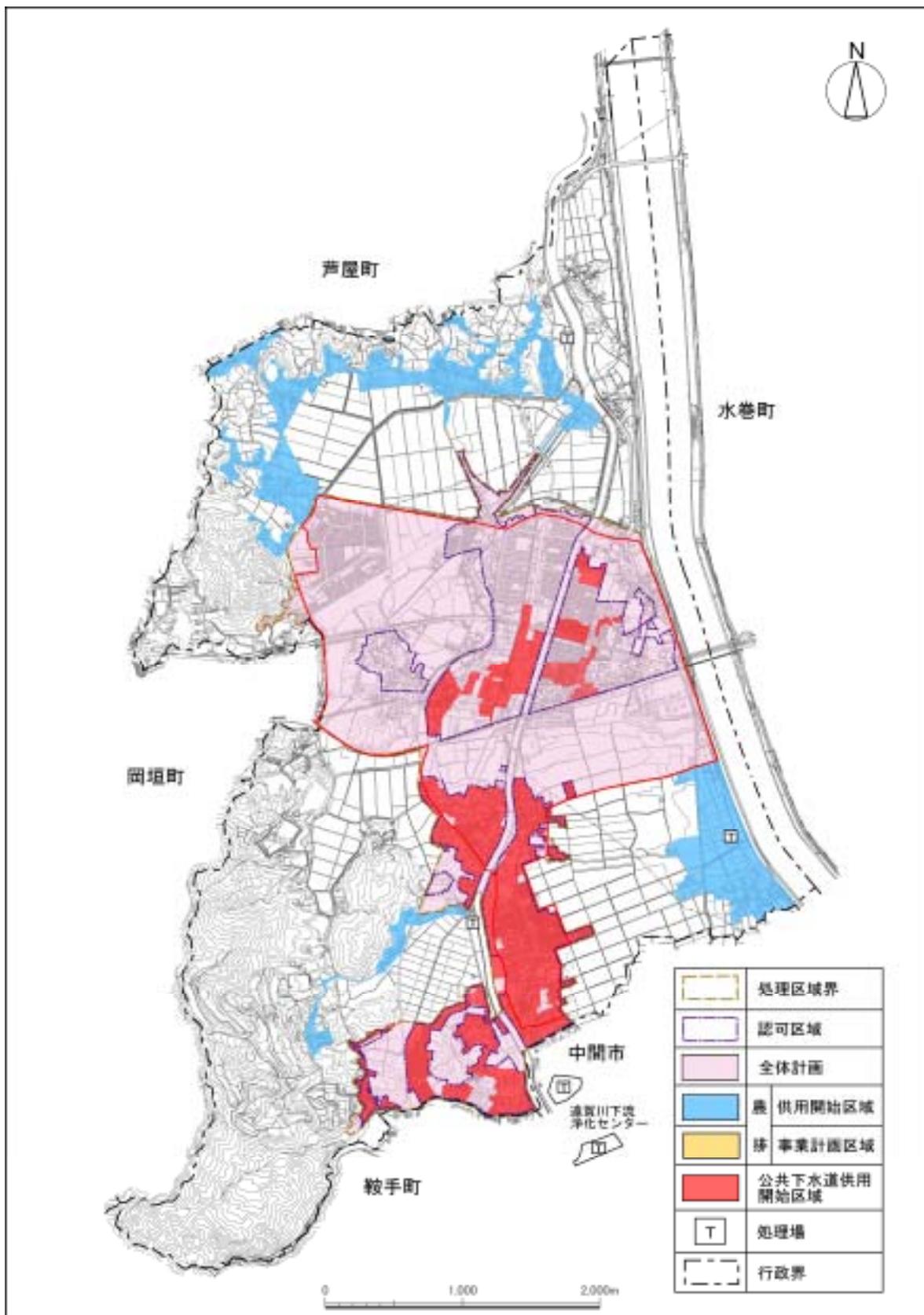
6-5. 火葬場

本町では、火葬場の都市計画決定を行い、昭和 48 年に遠賀・中間地域広域行政事務組合による火葬施設「天生園」を供用開始しましたが、時間の経過に伴い老朽化が進んだため、建替を予定しています。

◆火葬場都市計画決定状況

施設名称	都市計画決定面積	供用開始年	建物延床面積
火葬施設「天生園」	2.4ha	昭和 48 年	1,277.03 m ²

◆下水道整備状況図



資料：庁内資料（平成 21 年 3 月 31 日現在）

7. 現況と課題の整理

(1) 人口動態

近年の人口の伸びは穏やかです。このため、今後これまでの定住人口を維持し、新たな人口流入を図る方策が求められています。

地区別では、JR遠賀川駅周辺地区の人口の減少が著しいため、中心市街地活性化のための方策が求められています。

少子高齢化が進行しているため、子育て世帯や高齢者等が暮らしやすいまちづくりが求められています。

就業などの流出・流入は、北九州市とのつながりは強いものがありますが、近年、近隣町からの流入の増加などにより拠点性が高まりつつあるため、これを維持・強化する取組みが求められています。

(2) 産業

第1次産業及び第2次産業就業者数の減少が進み、サービス業などの第3次産業就業者数の増加傾向にあるため、新たなサービス機能の配置などによる就業機能の強化を図る必要があります。

(3) 土地利用

農地や山林などの自然的土地利用の構成比が高いことから、貴重な自然資源や自然環境の保全が必要とされます。さらにこれらの資源を活かし、農地や森林とのふれあいの場づくりなどの整備が求められます。

用途地域内においては、宅地化と道路等の施設整備が進んでおり、それらと併行した土地の有効活用が求められています。

(4) 新築動向

用途地域内への新築が伸び悩みにあるなか、用途地域外への新築件数が増加しているため、スプロール化を防止し、用途地域内への計画的な立地誘導及び用途地域外での計画的な土地利用方策が求められています。

(5) 都市施設

① 交通施設

i. 道路

未整備及び整備中の都市計画道路が多くあることから、道路整備を推進するとともに、社会状況の変化などを踏まえ、都市計画道路の見直しについても検討を行う必要があります。

ii. その他

駅南の開発に伴い、遠賀川駅の交通結節機能を高めるため、JR遠賀川駅周辺

に駐車場や自転車駐車場（駐輪場）の整備が必要です。

また、JR遠賀川駅の乗降客数の減少などを踏まえ、コミュニティバス等との連携強化を図り、交通網の整備を図る必要があります。

② 公園

住民一人当たりの公園面積は充実していますが、バリアフリーなどの整備を推進する必要があります。

③ 上水道

上水の量的確保は図られているものの、おいしい上水の供給に向けた水道事業者に対しての質の向上の働きかけが求められています。

④ 下水道

汚水などによる河川等の自然環境の汚染を防止し、健康で快適な生活環境を創出するために下水道事業の推進が求められています。

⑤ 火葬場

火葬施設「天生園」の老朽化に伴い、これまでの利用実績を踏まえつつ周辺の環境と調和した施設の建替が求められています。

全体構想編

1 . 理念と目標

基本理念

生活都市づくり

将来都市像

魅力あふれるやすらぎの生活都市

本町は、遠賀川の下流域に位置し、肥沃な大地と豊かな自然に恵まれ、農業を主要な産業として発展してきました。近年では、宅地開発などが進められたことから、北九州近郊の住宅都市としての性格が強まりつつあります。

このため、平成 12 年度策定の遠賀町都市計画マスタープランでは、「生活都市づくり」を基本理念と設定し、計画的な宅地開発や道路・公園・下水道などの都市施設整備を進めてきています。

本町を取り巻く情勢として、人口減少や少子高齢社会を迎え、子育て世帯や高齢者等が暮らしやすいまちづくりが求められていますが、これまでも JR 遠賀川駅のバリアフリー化、コミュニティバスの運行など取組みが進められており、これらの実績を踏まえつつなお一層の施策の推進が求められています。

さらに、将来的には、地形及び地理的要因から広域的に地域の中心的な役割を担うことが考えられます。本町の広域的な役割としては、就業機会や生活関連サービスの提供及び幹線道路網による広域交通網へのアクセス等があり、周辺地域からのニーズに応える機能配置と道路ネットワークの整備等が求められています。現在、主要地方道宮田遠賀線の整備等がこれに応えるべく取り組みを進めており、さらに JR 遠賀川駅南地区開発の具体化が重点課題となっています。

一方で、住民意識調査結果によると遠賀町が目指すべき町の姿としては「自然の残る農村地域」を目指すべきという回答が全体の半数を占めており、本町の優良農地と森林等の豊かな自然環境の保全が重要といえます。また、市街地周辺のスプロール化に対応して宅地開発などの用途地域内への計画的な誘導が求められています。

さらに、既成市街地の更新及び未利用地の有効利用等によるコンパクトな市街地形成、これらを支える幹線道路網の再編・整備、公園、下水道等の都市基盤整備の推進が求められています。

以上のような本町のまちづくりの課題を踏まえ、これまでの基本理念「生活都市づくり」を継承しつつ、これに駅南開発に代表される本町の個性をいかした「魅力あふれる」交流の場づくりを積極的に進め、さらに、高齢者や子育て世帯などにやさしく、自然環境の保全と活用による「やすらぎ」の空間づくりを進めることとして、都市づくりの将来像を「魅力あふれるやすらぎの生活都市」と設定します。

2. 都市づくりの目標

将来都市像「魅力あふれるやすらぎの生活都市」の実現に向けて、都市づくりの目標を以下のように設定します。

将来都市像

魅力あふれるやすらぎの生活都市

都市づくりの目標

1. 魅力あふれるコンパクトな交流空間づくり

- (1) 遠賀川駅を中心とした交流拠点づくり
- (2) 楽しさと便利さのある街なか回遊路づくり
- (3) 活気ある産業の基盤づくり
- (4) 利便性を高める都市施設のネットワークづくり

2. 水と緑のやすらぎのある空間づくり

- (1) やすらぎのある住宅地づくり
- (2) 人にやさしい都市施設整備
- (3) 環境にやさしく豊かな自然を活かすまちづくり

1. 魅力あふれるコンパクトな交流空間づくり

(1) 遠賀川駅を中心とした交流拠点づくり

JR遠賀川駅を中心として、駅北側は既存商店街の活性化、土地の高度利用を図り、駅南においては、新たな商業・業務機能、文化・教養機能、町の定住拠点機能等の誘導整備により、駅南北が一体となった交流拠点形成を目指します。

(2) 楽しさと便利さのある街なか回遊路づくり

駅北側の商店街の通り、西川沿いの親水空間などを活かしながら、一般県道浜口遠賀線沿道の役場、図書館などの公共施設を結び、楽しく散策できる街なか回遊空間の形成などを目指します。

(3) 活気ある産業の基盤づくり

幹線道路沿道等の未利用地へ、沿道商業施設、業務施設等の産業施設の立地誘導や、準工業地域へ工場等を重点的、計画的に立地誘導するとともに、周辺住宅地と調和した産業が活気づく道路等の基盤づくりを目指します。

(4) 利便性を高める都市施設のネットワークづくり

広域的な幹線道路網と連携しつつ、市街地内外の道路交通の円滑なネットワークを形成する道路網の見直し及び整備を目指します。

2. 水と緑のやすらぎのある空間づくり

(1) やすらぎのある住宅地づくり

駅南地区に自然環境を活かした遠賀町らしいゆとりある住宅地の計画整備を進め、市街地内の既存住宅地の緑化の推進、未利用地における道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備を目指します。

(2) 人にやさしい都市施設整備

高齢者や子育て世帯などにやさしい、都市施設のバリアフリー化を進め、公共公益施設を含めてユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。

(3) 環境にやさしく豊かな自然を活かすまちづくり

町西部の森林、市街地周辺の里山などの緑地の保全を図るとともに、遠賀川とその支流の西川・戸切川などの水量豊かな河川空間を活かし、水と緑を結ぶ遊歩道などによる歩行者ネットワークの形成を目指します。

3. まちづくりの将来フレーム

本計画の目標年次は平成 37 年とし、中間年の平成 27 年に見直しを行います。

将来の目標人口、世帯数は、遠賀町国土利用計画の目標人口、世帯数を踏まえて下表のように設定します。

表 将来目標人口

		実績					推計		
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成37年
実数 (人)	人口	15,994	17,107	18,999	19,309	19,278	20,000	20,150	22,400
	用途地域内	10,838	11,706	13,093	13,744	13,521	14,300	14,610	17,160
	用途地域外	5,156	5,401	5,906	5,565	5,757	5,700	5,540	5,240
構成比 (%)	用途地域内	67.8	68.4	68.9	71.2	70.1	71.5	72.5	76.6
	用途地域外	32.2	31.6	31.1	28.8	29.9	28.5	27.5	23.4

【算出方法】

- ・平成 22 年、27 年の人口は、「遠賀町国土利用計画」の推計値
- ・平成 37 年の人口は、平成 27 年人口を維持し、さらに駅南地区の開発による居住人口の増加を見込む。
- ・用途地域内外別人口は、昭和 60 年から平成 17 年までの実績をトレンド推計し用途地域内に駅南地区開発の人口増加を見込む。

表 将来の世帯数及び世帯人員の目標

		実績					推計		
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成37年
世帯数	(戸)	4,500	4,917	5,732	6,280	6,722	7,300	7,600	10,100
世帯人員	(人/戸)	3.55	3.48	3.31	3.07	2.87	2.74	2.65	2.22

【算出方法】

- ・平成 22 年、27 年の世帯数は、「遠賀町国土利用計画」の推計値
- ・平成 37 年の世帯数は、昭和 60 年から平成 17 年までの実績をトレンド推計しさらに、駅南地区開発による世帯数の増加を見込む。

4 . 都市構造

4 - 1 . 広域都市構造

本町の広域的な位置的条件、幹線道路網の配置、周辺市町との流入流出人口等のつながりから、本町の広域都市構造を下図のように設定します。

東西軸

北部九州の大動脈として位置づけられる主要幹線道路の一般国道3号は、本町を東西に横断しており、これと平行に位置する一般県道岡垣遠賀線及びJR鹿児島本線に囲まれた範囲周辺を基軸として土地利用が進行し、本町の東西方向の発展が見込まれることからこれを東西軸として位置づけます。

南北軸

本町を南北方向に縦断する一般県道浜口遠賀線に沿って沿道商業施設や業務施設等の立地が進行しています。主要地方道宮田遠賀線の整備の進捗によって、沿道及びその周辺の土地利用が進行し、さらに有効利用が見込まれることからこれを南北軸として位置づけます。

広域拠点

東西軸と南北軸が交差する地区周辺は、土地利用のポテンシャルが上がり、土地利用の更新が進むと見込まれます。さらにJR遠賀川駅の利便性を活かした土地の高度利用が期待されることから、駅南北を含めた範囲について周辺市町を含む圏域における広域拠点として位置づけます。

広域都市構造図



4 - 2 . 都市構造

(1) 市街地形成の方針

広域的な都市構造の展開方向を基本とし、東西軸、南北軸を基軸に広域拠点形成の範囲について、計画的に市街地形成を進めます。

計画的な市街地形成の範囲に現行用途地域が含まれ、用途地域外の範囲については、新たな用途地域の指定も含め計画的な土地利用の規制・誘導を図るものとします。

(2) 都市構造

1) 拠点

中心拠点

広域拠点の位置づけを踏まえ、ＪＲ遠賀川駅南北周辺を本町の中心拠点として位置づけ、広域的な商業・業務等の都市機能及び駅の利便性を活かした住機能等の計画的な配置を行います。

福祉拠点

浅木地区のふれあいの里を中心として高齢者、障害者福祉施設の立地を踏まえ、地区周辺を福祉拠点として位置づけ、医療、福祉機能の充実を図ります。

緑の拠点

遠賀総合運動公園及び豊前坊古墳、島津丸山古墳、馬頭岳などの緑地を保全し、自然空間として活用を図るため、緑の拠点として位置づけ整備を進めます。

農業拠点

農業生産基盤整備された優良農地を中心に保全を図り、農業振興のために拠点的な利用の促進を図ります。

2) 軸

広域生活・産業軸

一般国道３号と一般県道岡垣遠賀線沿道及びＪＲ鹿児島本線周辺を広域生活・産業軸として位置づけ、沿道周辺に広域的な商業・業務の配置、及び、広域交通の利便性を活かした流通・工業等の産業の計画的な配置を行うものとします。

一般国道３号沿道には、道路の利便性を活かして、流通業務などの新たな土地利用の推進を図ります。

都市生活軸

一般県道浜口遠賀線及び主要地方道宮田遠賀線に沿った広域的な南北軸の位置づけを踏まえ、沿道利用型の商業・業務施設の立地状況を勘案し、今後とも当該道路に沿って生活の利便性を高める商業・業務施設の計画的

な立地誘導を図るものとして、都市生活軸を位置づけます。

都市連携軸

周辺市町と本町との連携を強化するために、市街地内の拠点と周辺市町を結ぶ道路などを都市連携軸として位置づけ、整備を推進します。

中心連携軸

中心拠点に位置するJR遠賀川駅の南北をつなぎ、沿道周辺に駅の利便性を高める商業・業務機能などを計画的に配置する中心連携軸の形成を図ります。

自然環境軸

本町の気候など住み良い環境を形成する遠賀川及びその支流の西川・戸切川を自然環境軸として位置づけます。治水を前提として河川に沿った環境整備を進め、また周辺緑地などとのネットワークを形成し、憩いのレクリエーション空間として整備を図ります。

3) ゾーン

市街地ゾーン

広域生活・産業軸と都市生活軸を基軸としてその周辺に土地利用を展開し計画的に市街地の形成を図ります。

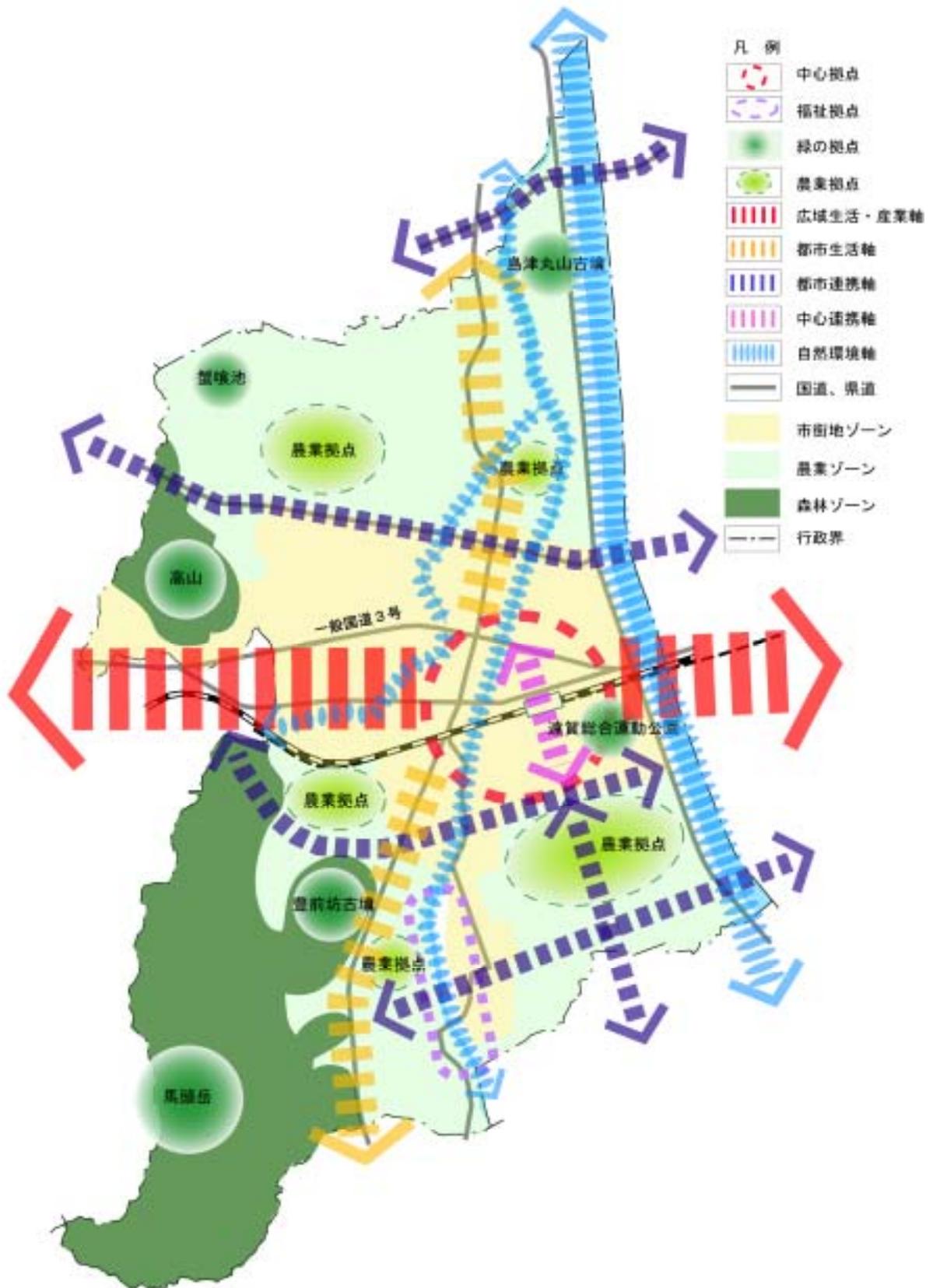
農業ゾーン

市街地外の区域における田・畑の農地について、農業生産基盤として整備・保全を図り、周辺に位置する集落地の環境整備を進め、業務や工業等の非住居系施設の立地については、市街地に誘導を図るものとします。

森林ゾーン

北西部から南西部にかけての尾崎、上別府、虫生津地区などにみられる高山・馬頭岳等の森林について、緑地の保全を図るとともに、身近な自然空間として活用を図ります。

都市構造図



5 . 土地利用の方針

5 - 1 . 土地利用の基本方針

本町は、昭和 48 年の用途地域指定から計画的な市街化を進め、都市計画道路の整備によって骨格的な基盤整備を図り、土地区画整理事業や民間開発の計画的な誘導整備により、秩序ある基盤の整った市街地が形成されています。

今後、ＪＲ遠賀川駅を中心として都市機能の計画的な配置により土地の有効利用を図り、周辺にゆとりのある住宅地を配置したコンパクトな市街地形成を図ります。

さらに、市街地を取り巻く農地・集落地におけるスプロール開発を防止し、農地の整備・保全、集落地の生活環境整備を進め、西部の森林の保全・整備、東側に流れる遠賀川とその支流の環境整備により、優れた自然環境に包まれた魅力ある都市空間形成を図るものとします。

5 - 2 . 市街地内外別土地利用方針

(1) 市街地内

市街地において計画的に誘導・配置する建築物等の用途と密度・形態について、次のように設定し、バランスある土地利用を進めます。

また、駅南地区においては、都市構造に基づき中心商業地、複合商業地、沿道商業・業務地によって中心拠点を形成し、コンパクトなまちづくりを推進します。

1) 低層住宅地

低層住宅地保全

田園、松の本、東和苑等の計画的な開発による住宅地は、基盤整備された地区の良好な住環境の維持・形成を図り、民有地の緑化、街並みの景観形成などによりさらに良好な環境の形成を図ります。

低層住宅地基盤整備促進

別府地区及びＪＲ遠賀川駅南地区などにまとまった未利用地があるため、これらの地区においては、道路などの基盤整備を伴う計画的な開発を進めます。

特に、駅南地区の商業業務系及び一般住宅地以外の用地は、南側に広がる田園景観との調和のとれた質の高い低層住宅地の計画的な開発を進めます。

2) 一般住宅地

ＪＲ遠賀川駅周辺の住宅地や幹線道路沿道においては、低層住宅地と合わせてマンションなどの共同住宅の立地が進行していることから、住宅地としての良好な住環境の確保を図り、商業地、業務地が住宅と調和し、植栽などによるうるおいのある住宅地の形成を図ります。

3) 沿道商業・業務地

一般県道浜口遠賀線沿道は、役場、中央公民館などの公共施設が配置され、沿道利用型商業・業務施設の立地が進行していることから、生活の利便性を高める沿道型商業・業務施設の計画的な立地誘導を図るものとします。

4) 生活交流商業地

J R 遠賀川駅周辺は、駅前及び一般県道岡垣遠賀線に沿って店舗・業務施設の立地が行われ、商店街を形成していますが、空き店舗や空き地など町の中心として活気が失われています。

町を印象づける玄関口としての役割や駅利用者の利便性を高めるため、駅南地区と連携し、土地の高度利用を図りながら、商業地の活性化を推進します。

生活関連や飲食店等の商業立地を考慮し、これらの商業機能の充実を図りつつ、通勤・通学の乗降者、高齢者や子育て世帯など多世代の交流、情報交換の場づくりを図りながら、生活交流商業地の形成を図ります。

5) 複合商業・業務地

J R 遠賀川駅南地区は、駅南側からの交通アクセスの確保を図り、町の産業の総合的な振興のために、商業・交流機能等の複合商業機能等の配置により、活気ある商業地を形成します。

地元の農業生産物などを広域的に販売し、娯楽・レクリエーション機能などを備えた複合商業地として形成します。

また、遠賀川駅南側の都市計画道路老良上別府線、及び駅南線沿道周辺は、駅周辺の立地条件を生かした生活関連商業・業務等の計画的な配置を図ります。

6) 近隣商業地

J R 遠賀川駅北側の中心商業地周辺では、近隣の住宅地からの利用を考慮した日常生活用品などを提供する近隣商業地として維持し、土地の有効利用を図りながら、活性化を図ります。

7) 沿道流通・業務地

一般国道3号沿道の尾崎・別府地区及び一般県道浜口遠賀線沿道の鬼津地区、主要地方道宮田遠賀線沿道周辺の木守地区や上別府地区、虫生津地区等においては、周辺の自然環境に配慮しながら沿道流通・業務施設等の立地を誘導し、土地の有効利用を図ります。

8) 福祉関連地区

浅木地区のふれあいの里周辺は、福祉施設の計画的配置が行われていることから福祉系の業務地として位置づけて機能の充実を図ります。

また、施設周辺のバリアフリー化や地域住民の利用も考慮した散策路の整備等を進めます

9) 工業地

一般国道3号の交通利便性を考慮し、一般県道岡垣遠賀線沿いの別府地区に工場、流通業務施設などの計画的誘導立地を図ります。

今古賀地区においては、緑化を進めるなど周辺の住宅地の住環境を損なわない工業地として形成します。

(2) 市街地外

市街地周辺の農地のスプロール化を防止し、自然景観の保全など本町の魅力の充実を図ります。

1) 農地

農地の持つ農業生産基盤以外の自然環境保全、景観形成などの多面的機能を踏まえて、農地の保全を図ります。

また、町北部の鬼津地区、西部の上別府地区及び南部の木守地区等のまとまった農地においては、本町の特産品などを生産し、駅南地区で販売するなど駅南地区と連携した農業の拠点的生産地形成を図ります。

2) 集落地

農地や丘陵地沿いに形成された集落地においては、道路・公園、下水道などの整備を進め、自然環境と生活環境に優れた集落地の保全・形成を図ります。

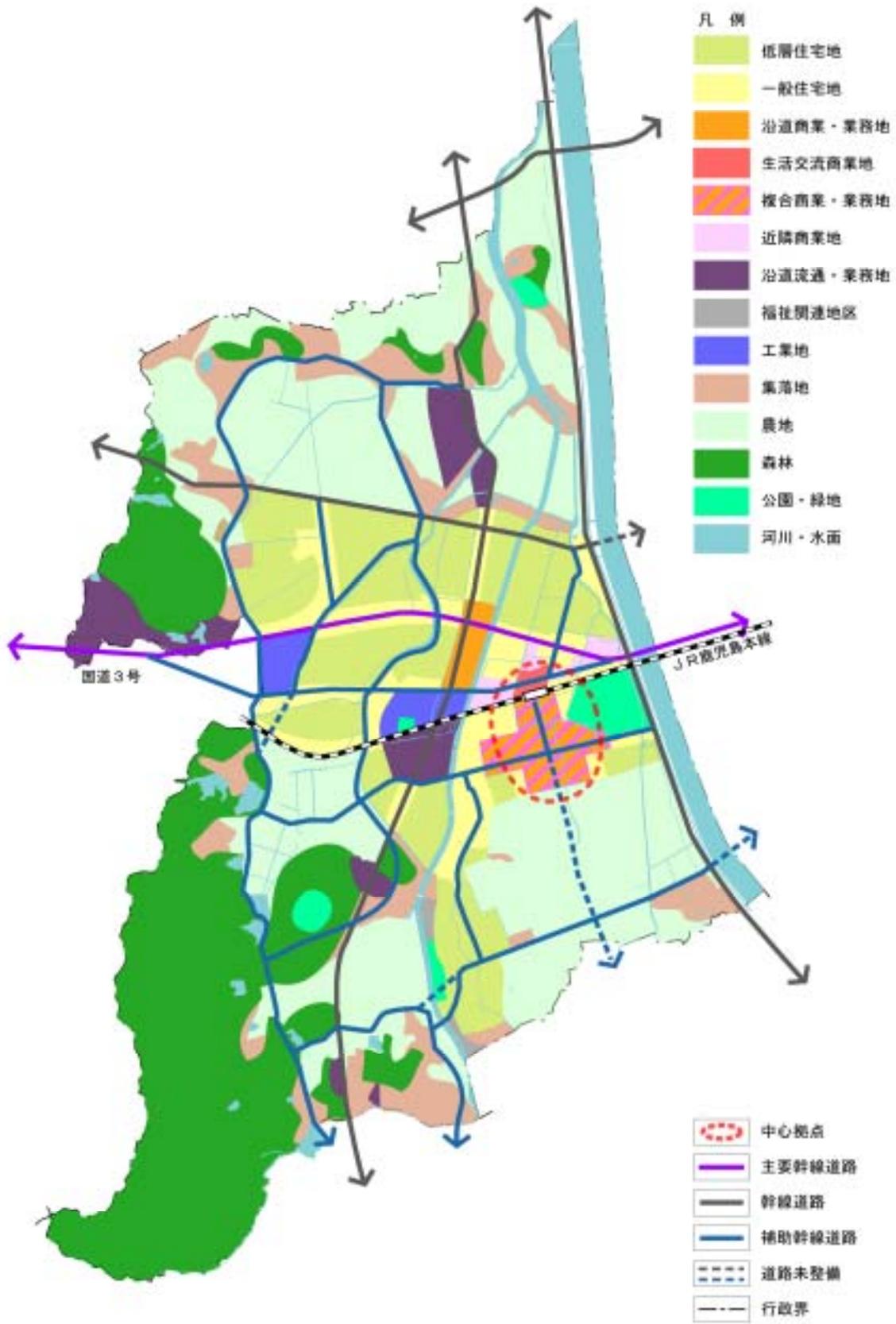
また、土地利用の転換にあたっては、都市計画法、遠賀町開発行為に関する条例などの手法を活用し、計画的な土地利用に努めます。

3) 森林

本町の西側を南北に連なる森林は、本町の自然環境を形成し、水源の涵養や土砂災害の防止などの多面的な機能を有することからこれの保全を図り、レクリエーション空間として活用・整備を図ります。

市街地や集落周辺に位置し、生態系が保全されてきた身近な里山については、下草刈りなど維持・活用を図るとともに景観上重要な緑地として保全を図ります。

土地利用方針図



6 . 交通施設の整備方針

6 - 1 . 交通体系整備の基本方針

(1) 道路交通網

1) 広域交通体系

北九州市と福岡市を結ぶ一般国道3号によって、本町と水巻町・北九州市や岡垣町・宗像市などの東西方向の広域的な結びつきが確保され、主要地方道宮田遠賀線及び一般県道浜口遠賀線によって、芦屋町、鞍手町方面との結びつきが確保されています。

現在、主要地方道宮田遠賀線のJR鹿児島本線との立体交差事業が進捗中であり、事業の推進を図るとともに、今後、水巻町方面や中間市方面、岡垣町方面などとの緊密な連携を図るための道路ネットワークの拡充について検討します。

2) 全町の交通体系

町全域の道路網体系については、主要地方道宮田遠賀線、一般県道浜口遠賀線及び主要地方道直方芦屋線((都)広渡老良線)によって町南北から市街地へのアクセスが図られていますが、西側方面は、町道山手線がJRによって交通が制限されており、南北方向の円滑な交通処理が課題となっています。

また、東西方向は、一般県道黒山広渡線及び一般県道岡垣遠賀線によって市街地へのアクセス道となっていますが、町南部の老良地区と虫生津方面を結ぶ円滑な交通アクセスが求められています。

このように、町内をネットワークし、市街地へ円滑にアクセスできる交通網の整備を図ります。

3) 市街地交通体系

市街地交通網は、計画的な市街地形成を誘導し、土地利用を支える市街地道路網としてこれまで、主要地方道宮田遠賀線及び一般県道浜口遠賀線を南北の基軸として、(都)広渡尾崎線、(都)広渡老良線、(都)老良上別府線及び(都)尾崎上別府線によって構成される環状型道路網の形成を図ることとしてきましたが、(都)尾崎上別府線は、計画決定後20年以上経過している長期未着手道路となっており、(都)尾崎上別府線の立体交差事業の実現性及び必要性等を勘案し、既存の町道山手線、町道別府線及び町道別府上別府線の強化によって対応を図るものとしします。

(2) 公共交通網

広域的な公共交通網としてJR鹿児島本線があり、遠賀川駅が交通拠点として位置づけられ、駅前広場整備により駅と自動車、コミュニティバスなどとの交通結節機能の向上が図られています。

コミュニティバスは利用者が横ばい傾向にありますが、バスルートや停留所の位置の見直し、便数の増加などを行うことにより、利用者の利便性の向上を図ります。

6 - 2 . 道路交通施設の整備方針

(1) 全町道路網

1) 主要幹線道路

北九州市及び福岡市と本町を結ぶ東西軸を構成し、交通量が多く移動距離が長い交通を処理する一般国道3号を主要幹線道路として位置づけ維持・整備を促進します。

2) 幹線道路

市街地内の幹線をなし、交通量が多く、移動距離が比較的長い交通を処理し、周辺市町と結ぶ次の道路を幹線道路と位置づけ、円滑な走行確保に向けた整備等を促進します。

- ① 主要地方道宮田遠賀線（バイパス）
- ② 一般県道浜口遠賀線
- ③ 主要地方道北九州芦屋線
- ④ 主要地方道直方芦屋線
- ⑤ 一般県道黒山広渡線

3) 補助幹線道路

幹線道路を補完し、市街地内外及び市街地と町内各地区を結ぶ道路で交通量が比較的少なく、移動距離が比較的短い次の道路を補助幹線道路と位置づけ、町内の道路ネットワーク形成に向けて、関係機関へ働きかけを図るとともに、整備を推進します。

一般県道岡垣遠賀線
（都）老良上別府線
主要地方道宮田遠賀線（現道）
町道山手線
町道浅木老良線
町道別府線
町道別府上別府線
町道ナギノ線
町道重広線
町道鬼津線
町道高瀬野中線

4) 自転車道

歩行者との分離を図り自転車の安全な走行性を確保した自転車道や遊歩道の整備を図ります。

遠賀川サイクリングロード
西川遊歩道

5) 歩行者道

公園や緑地、公共施設などを結び、沿道の緑化などにより快適で歩いて楽しい歩行者道の整備を図ります。

- 一般県道岡垣遠賀線
- (都) 駅南線
- (都) 老良上別府線
- 町道浅木老良線
- (仮) 戸切蓮角川遊歩道
- 町道別府線
- 町道別府上別府線
- 町道ナギノ線
- 町道重広線
- 町道鬼津線
- 町道高瀬野中線

(2) 市街地道路網

市街地道路網に次の道路を位置づけ都市計画道路として、関係機関へ働きかけを図るとともに、整備を推進します。

- 1 (都) 駅南線
- 2 (都) 松ノ本上別府線
- 3 (都) 老良上別府線
- 4 (都) 広渡別府線
- 5 (都) 広渡老良線
- 6 (都) 尾崎上別府線

(3) 駐車場

市街地へのアクセスの際に駐車場は不可欠な施設であり、特に駅などの交通結節施設や商業空間などの人の集まる場においては必要です。

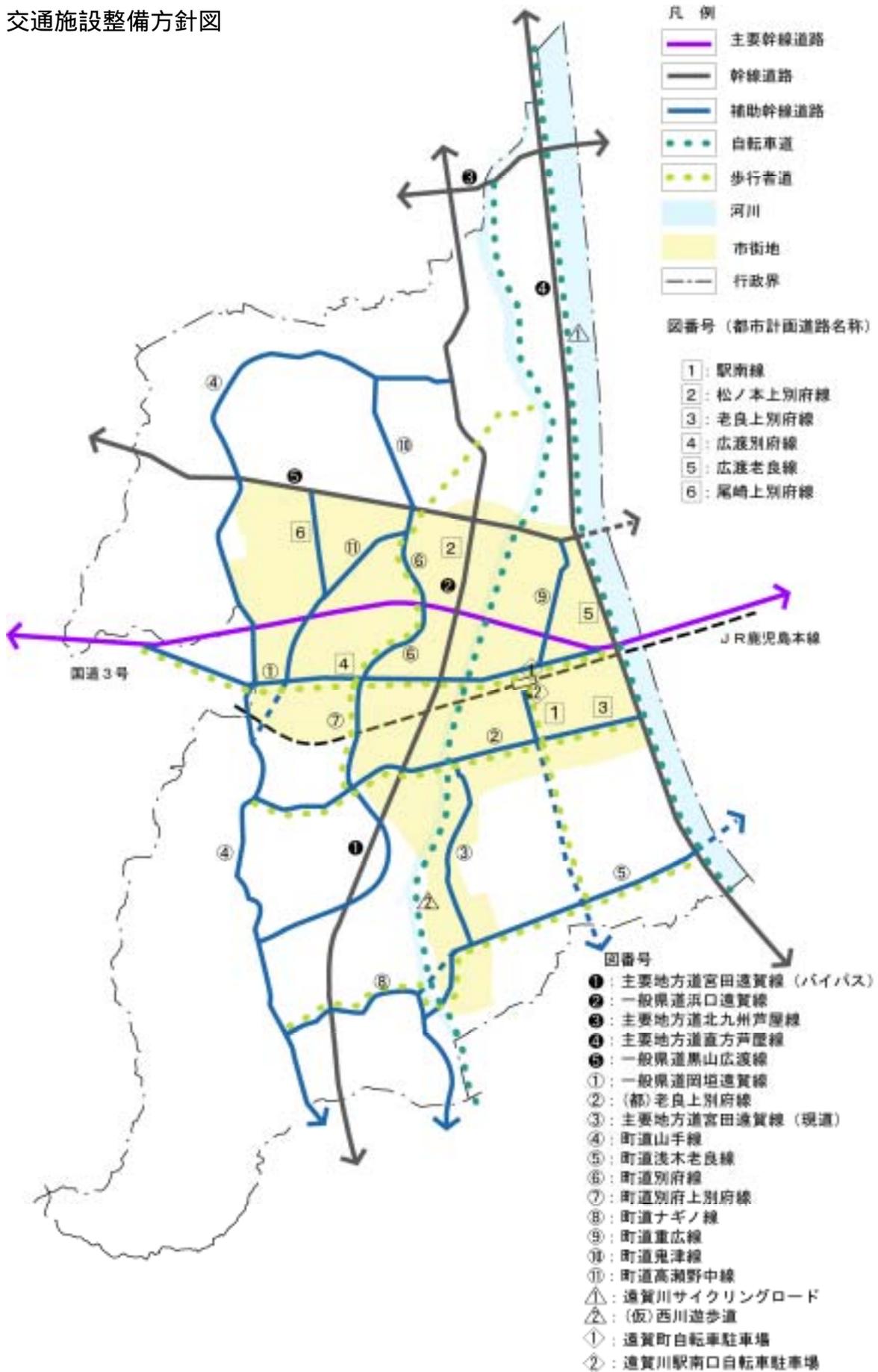
このため、町の玄関口であり商業地に位置するJR遠賀川駅周辺に駐車場を整備します。

(4) 自転車駐車場(駐輪場)

JR遠賀川駅の自転車等による利便性を高め、環境に負荷を与えない都市づくりを進めるため、JR遠賀川駅周辺に自転車駐車場(駐輪場)を整備します。

- 1 遠賀町自転車駐車場
- 2 遠賀川駅南口自転車駐車場

交通施設整備方針図



7. 公園・緑地の整備方針

7-1. 公園・緑地の整備方針

(1) 公園の計画的配置

これまでの都市公園等の整備により、本町の都市公園の整備面積は平成12年より増加し、平成20年度末で12.6㎡/人となっており、都市公園法の定める都市公園の住民一人あたりの敷地面積10㎡/人を上回っています。

配置状況をみると、宅地開発が進んでいない未利用地を中心に利用圏域から外れる地区が見られることから、開発と合わせた計画的な公園の配置を誘導することとします。

表 都市公園整備状況

公園種別		遠賀町の整備状況		国の整備目標・標準 (㎡/人)	
		面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人)	長期目標 1	標準面積 2
基幹公園	住区基幹公園	11.22	5.6	-	-
	街区公園	6.17	3.1	-	-
	近隣公園	5.05	2.5	-	-
	地区公園	0.00	0.0	-	-
	都市基幹公園	13.96	7.0	-	-
	総合公園 運動公園	0.00 13.96	0.0 7.0	- -	- -
その他の公園		0.00	0.0	-	-
	特殊公園	0.00	0.0	-	-
	緑地	0.00	0.0	-	-
大規模公園	大規模公園	0.00	0.0	-	-
	広域公園	0.00	0.0	-	-
	国営公園	0.00	0.0	-	-
合 計		25.18	12.6	20.00	10.00

1：「都市公園等の整備の長期目標（「都市計画中央審議会答申」平成7年7月）21世紀初頭の目標」

2：「都市公園法施行令（第1条）」に定める「区域内の都市公園の住民一人あたりの敷地面積」

市街地の都市公園の当該市街地の住民一人あたりの敷地面積の標準は5㎡以上

(2) 質を重視した公園整備

これまでの開発により設置された公園は、面積規模が比較的小さいものが多く、まとまった規模の公園は遠賀総合運動公園、今古賀中央公園などに限られます。

このため、開発と合わせて比較的大きな公園の整備を図るものとします。

また、災害時の避難場所としての役割に込えられるものや、ユニバーサルデザインに配慮した公園など質の向上を図るものとします。

また、公園管理については、住民の主体的な関わりによる維持・管理を進めます。

(3) 緑地の保全・活用

本町には、町西部に南北に連なる高山、馬頭岳などの森林資源があり、市街地に隣接して樹林地が残されています。また、遠賀川及びその支流の西川、戸切川等の水辺に緑地空間があります。

森林では馬頭岳ハイキングコースや展望台の整備などに利用が図られていますが、さらに、緑地の保全と合わせた自然空間の整備を行うものとします。

また、古墳などの歴史的資源が分布している緑地については、島津丸山歴史自然公園などで整備が進められていますが、さらに豊前坊古墳など歴史的・文化的資源を公園・緑地として活用し、保全・整備を進めます。

また、市街地や集落に近接する緑地は、日常生活に身近な里山として貴重な存在でしたが、近年下草刈りなど手入れが十分でないことから、これらの緑地の維持・保全を図ります。

7 - 2 . 公園・緑地の整備目標

現在、本町の都市公園の整備量は、平成 20 年度末で 12.6 m²/人となっており、都市公園法の定める都市公園の住民一人あたりの敷地面積 10 m²/人を上回っています。しかしながら、緑道、緑地、広域公園を含む都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準である住民一人あたり、20.0 m²までには達していない状況にあります。

これは、本町の特徴として、基幹公園以外の都市緑地や緑道などの緑地、広域公園の整備が行われていないことに理由があります。広域公園は広域的な観点から整備が求められるため、本町では、まとまった緑地の保全整備や緑道の整備などにより整備量の向上を図り、市街地内外における緑あふれる都市空間の整備を進めることとします。

7 - 3 . 公園・緑地の配置方針

(1) 施設緑地

1) 都市公園

緑化重点地区内の都市公園について整備の推進を図るとともに、まとまった未利用地を中心に公園のサービス利用圏域から外れる地区があるため、開発に合わせて公園の配置を行うこととします。

配置においては、レクリエーション利用以外にも、災害時の避難所としての機能、本町や地域の魅力づくり、及び都市空間形成を考慮した整備を行います。

2) その他施設緑地

公共施設及び民間施設緑地は、敷地内の緑化の推進を基本に進めます。

公共施設の緑化推進については、公共用地における緑化スペースの確保を進め、緑化資金を活用した住民参加による緑化の検討や維持・管理を目指します。

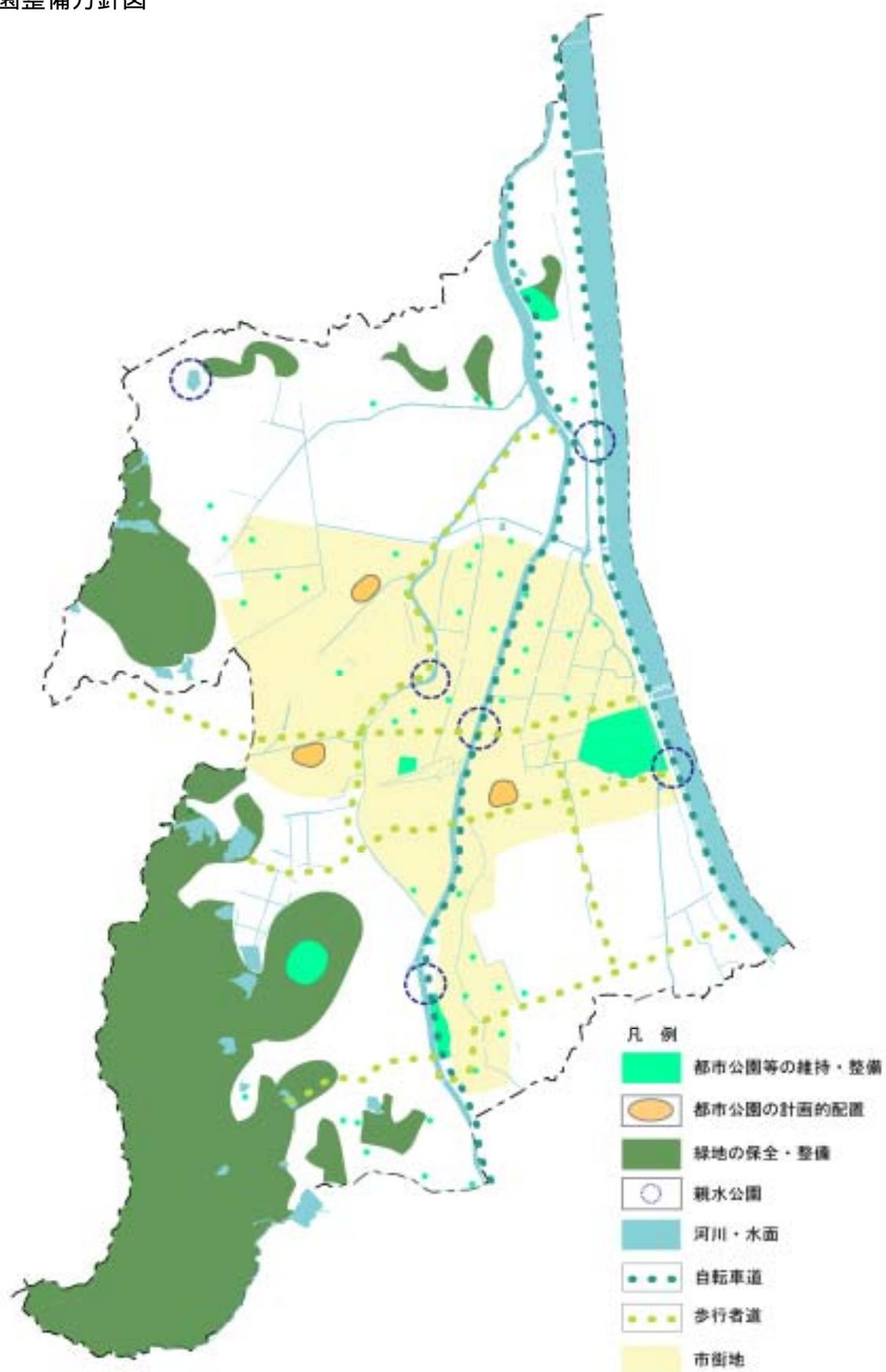
また、民有地の緑化については、開発行為に伴う公園の確保と空地などの未利用地の緑地としての活用などを進めます。

(2) 地域制緑地

自然植生に優れ動植物の生息生育地や市街地からの優れた景観を構成する水辺や丘陵部、里山などを対象に、風致地区、緑地保全地域などの指定を図り、民有地の緑地協定の促進などにより保全を図るものとします。

各種法制度、協定、条例等により保全や緑化等が行われている緑地を地域制緑地と称します。

公園整備方針図



8 . 上・下水道の整備方針

8 - 1 . 上水道の整備方針

本町は、中間市の給水区域内にあり飲料水は中間市より供給を受けており、当面の水需要には対応できる体制にあります。

今後とも安定した供給を維持するために次のような方針を設定します。

(1) 供給体制の確立

安全で上質の水を町民に安定供給するために、福北導水などにより宅地開発動向等に対応した水源の確保及び給水区域の拡張を推進します。

(2) 維持・管理体制

今後も水源の維持や管理、漏水防止による水の有効利用や検診システムの合理化、計画的な老朽管の布設替え等による施設の維持・管理体制の強化を促します。

(3) 普及啓発活動

今後も、貴重な水資源に関する町民の意識の向上を図るため、各種催しや広報を通じて節水へのPRを推進します。

8 - 2 . 下水道の整備方針

本町の下水道は、公共下水道及び農業集落排水事業、合併処理浄化槽の推進により、整備が進められています。

本町の快適で豊かな生活環境と循環する水環境の創造のために下水道整備を推進します。

(1) 下水道の整備

公共下水道は、「遠賀町公共下水道基本計画」に基づいて事業が進められ、町南部から中心部にかけて供用開始されています。

今後とも事業の推進を図り、既成市街地への普及促進及び未利用地などの基盤未整備地区への計画的な整備を進めることとします。

(2) 広報活動

遠賀川及びその支流の水質の向上を図るため、下水道未整備地区における生活排水等による水質の悪化を未然に防ぐための指導や、水質浄化のための広報活動を積極的に進めます。

9 . ゴミ処理場の整備方針

ゴミの収集・処理は、遠賀中間地域広域行政事務組合が実施しており、平成 19 年度から岡垣町の遠賀・中間リレーセンターを經由し、北九州市で広域的な処理を行っています。さらに、省資源、省エネを進め、循環型社会の形成を目指していきます。

10 . 火葬場の整備方針

火葬場「天生園」の老朽化に伴い、現在設置されている場所に建替を促進します。

これまでの火葬の実績を踏まえ、今後必要とされる機能及び規模を備えた施設整備を働きかけます。建物規模・形態等と周辺環境との調和を図るとともに、ばい煙等による環境への負荷を低減した施設整備、及び緑化等の環境整備を働きかけます。

11 . 河川の整備方針

11 - 1 . 主要河川

遠賀川は、北部九州を代表するとともに筑豊地域のシンボルとなっています。

治水の面では、大雨などによる増水時には、排水などの対応が求められるため、安全性を確保するための護岸改修等の河川整備を関係機関に働きかけます。

近年、生活排水の流入により水質の悪化などが問題視されているため、下水道事業の推進を図るとともに、住民の主体的な参加により河川へのゴミの不法投棄の防止や、美しい遠賀川の復元に努めます。

また、河川敷や堤防付近については、余暇活動や水辺の景観を楽しめる場所として重要であるため、適切な場所に親水公園等の整備を関係機関に働きかけるものとします。

11 - 2 . その他の河川

遠賀川の支流である西川、戸切川などの河川は、増水時における排水対策として、護岸改修及び排水施設のポンプ改修等の整備強化を関係機関に働きかけます。

また、地域住民の身近な水辺空間として親水公園等の整備を図り、自転車道や遊歩道の整備によって周辺の公園や緑地などとのネットワークの形成を図るものとします。

12．環境形成の方針

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題について関心が高まってきており、国際社会の共通の課題として地球環境保全の必要性が認識されてきています。

こうした状況を踏まえ、都市環境及び自然環境、地球規模での環境問題等にも配慮した環境整備の方向性を定め、良質な環境の形成を目指していきます。

12 - 1 ．都市環境

本町においては、市街化の進展にともない、樹林地などの自然環境が失われ、市街地付近の農地では宅地開発が進行しています。

しかしながら、市街地周辺に広がる丘陵地には、現在においても緑の資源が多く残っていることから、これらの資源や水辺などの自然環境を住民とともに保全していくものとしします。

また、市街地においては、遮音壁の設置や低騒音舗装による自動車公害の防止、工場等の工業地への誘導、及び下水道整備の促進等により、騒音や振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の防止等に努めていくものとしします。

12 - 2 ．自然環境

本町においては、町の西部を中心に貴重な自然が残されています。これらの自然は、「うるおい」や「やすらぎ」を提供するとともに、水源涵養や緑地としての環境保全、災害防止機能、動植物の生育生息地などの多様な役割を持っています。

このため、貴重な自然環境を保護する観点から環境基本計画の策定や当該計画にもとづく環境保全条例等の制定や各種法規制を活用し緑地の保護を図るものとしします。

この中で、環境破壊につながるゴミの不法投棄などに対しても、広報活動等を通じて住民主体の自然環境保護の取組を進めていくものとしします。

13. 景観形成の方針

本町の景観を構成する要素としては、建築物や工作物、道路・橋梁等の構造物などの都市景観を構成するもの、遠賀川や田園風景、森林等の自然景観を構成するもの、及びそれらと一体となって構成される文化財や祭りなどの文化的景観があります。

今後、景観マスタープランの策定について検討を行います。さらに、景観に関する各種の制度を活用して市街地景観の創造と自然景観や文化的景観の保全を図ります。

13 - 1 . 市街地景観

本町において、一般県道浜口遠賀線沿道は、一般国道3号に直結し役場等の公共施設が沿道に立地することからシンボリックな街路空間になっており、また、美しいまちづくり促進モデル区域に位置づけられており、基本計画に沿った整備を進めます。

しかしながら、草創期の宅地開発区域では、市街地が急激に拡大されてきたこともあり、街並みの景観が整っていないところがあります。

このため、下表に示す景観形成の方向性を基本としつつ、景観マスタープランの策定を検討します。

13 - 2 . 自然景観

遠賀川や遠賀平野の田園風景、並びに西部の丘陵地は、市街地の背景として位置し、眺望が可能な空間であり、日常的に視野に入る景観であることから、景観に関する諸制度を活用して自然景観の保全・形成を図るものとします。

表 ゾーン別景観形成の基本方向

ゾーン区分		基本的な考え方
市街地景観	住宅地	良好な住環境、街並みの形成を目的として、建築物等の周辺との調和を図り、緑化を促進し、開発行為等の景観誘導を図る。
	商業地 業務地	機能美のある空間形成、街並み形成を目的として建築物等の周辺との調和を図り、緑化を促進する。
	工業地	建築物は、周辺環境に配慮し、工作物は周辺と調和した景観誘導を図り、緑化を促進する。
自然景観	農地・集落地	農地及び集落地は、ふるさとの景観として維持保全を図る。
	森林・丘陵地・水辺	残された自然景観の保全を図り、開発行為等の景観誘導、電波塔などの工作物等の規制誘導を図る。

13 - 3 . 文化的景観

地域に残る古墳や神社などの有形文化財や祭りなどの無形文化財は、都市景観及び自然景観の中にとけ込んでおり、文化的景観を構成する要素として一体的に保全を図るものとします。

14 . 都市防災の方針

災害対策基本法に基づく災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然現象又は大規模な火事もしくは爆発等により生じる被害を災害としています。

これらの災害のうち、都市の防災上に係わる都市災害としては、概ね以下のものがあります。

種別	災害の内容
1) 地震災害	構造物及びライフラインの破壊、同時多発火災、津波
2) 火事	火災、市街地火災
3) 暴風雨等	建物損壊、洪水、土砂崩れ、高潮
4) 危険物災害	貯蔵危険物の漏出・爆発、工場プラントの爆発
5) その他の災害	地すべり

本町においても上記のような災害に直面する可能性はあり、町民の生命と財産を守り、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めるため、災害に備え都市の防災化を図っていく必要があります。

特に、本町においては、大雨時による遠賀川水系の増水による災害の発生が想定されるとともに、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震を踏まえ、本町においても地震災害への備えが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、都市の防災性を向上していくために、「地域防災計画」等に準拠して防災体制のとれた災害に強いまちづくりを計画的に進め、より快適で安全な都市空間の創造に向けて次のような取組みを進めます。

14 - 1 . 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを進めるためには建設的な方法による対策を十分に行う必要があります。

このため、道路、公園、下水道及び河川等の各種事業との連携を図りながら災害に備えた整備を促進し、これにより災害発生時の未然防止及び災害発生時における防災活動の円滑化、安全空間の確保を図ります。

また、災害に強いまちづくりは、こうした公共整備だけでは不十分であるため、住民の理解と協力を得ながら防災に係わる法的規制を活用し、「防火・準防火地域」等の地域指定や緑化による延焼防止なども適宜検討し、的確な建築指導を行うことで、住宅等の建築物そのものの防災性が高まるように働きかけていくものとします。

14 - 2 . 防災体制づくり

災害発生時において、円滑で柔軟な対応が可能となるよう水害や震災などへの対応策を検討していくとともに、その上で各地区における住民の防災訓練等を積極的に指導及び支援していくことで、柔軟で高度な対応が可能な組織づくりを行っていくものとします。

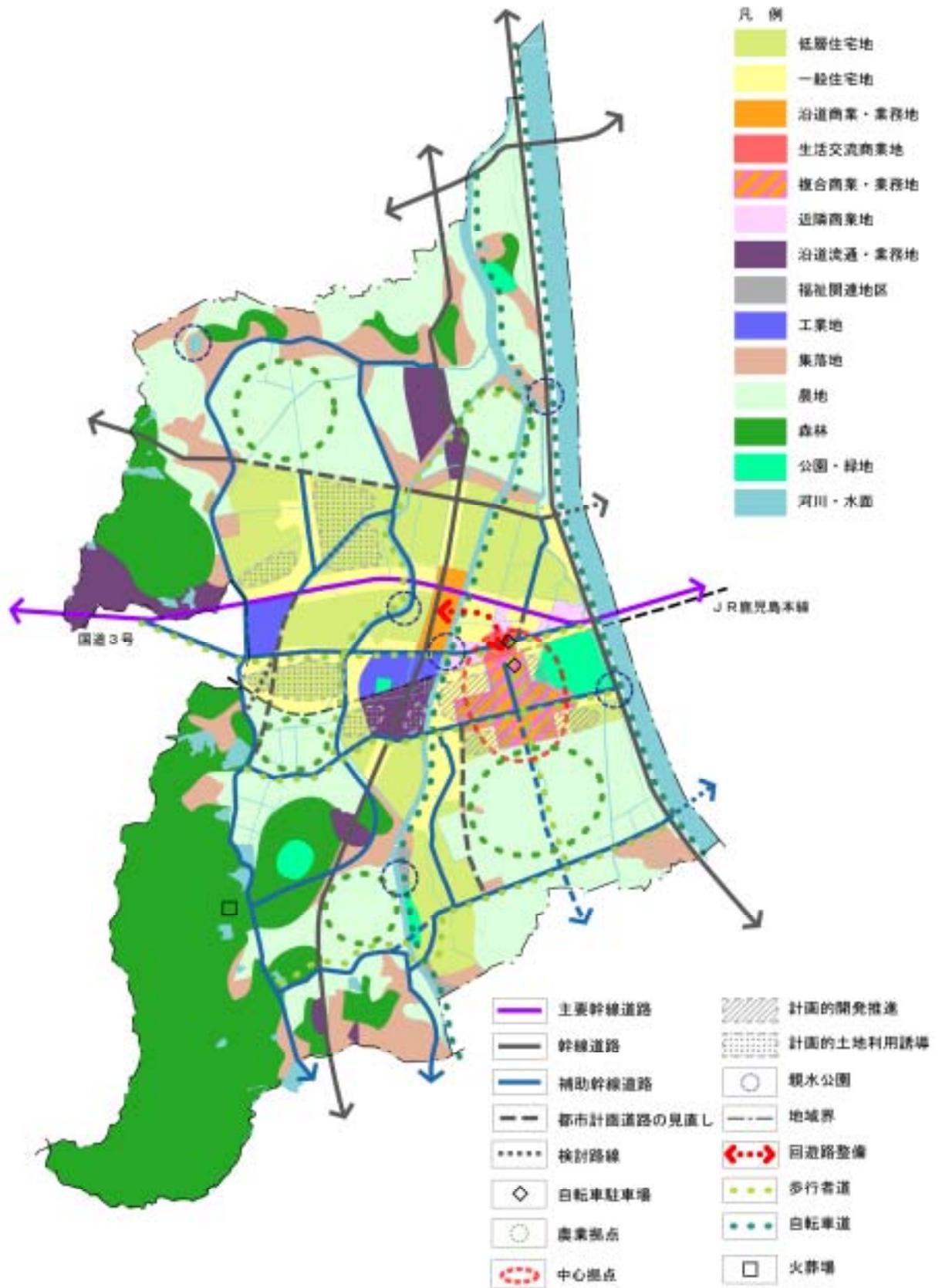
また、備蓄機材などの充実を図るとともに、地区別の災害状況の把握やその対応の方向を適切に誘導できるよう、防災行政無線の活用や、各種関係機関等との防災情報のシステム化を推進します。

14 - 3 . 防災に関する普及活動

防災活動については、関係機関、団体等及び住民が一体となって災害に対して備えていくことが重要であるため、遠賀町洪水ハザードマップや防災マップなどの防災に関するパンフレット等の広報活動を通じて、住民への災害危険箇所や避難地等の周知に努め、防災に対する住民意識の向上を図っていくものとします。

また、普及活動の一環として防災訓練の定期的実施、情報伝達や救援活動方法等の学習会を開催し、災害発生時においても、個々の住民が適切な対応を図ることができるよう努めます。

全体構想図



地域別構想編

1 . 地域区分

本町は、中学校区界で南北の2つの圏域に分けることができます。中学校区界は、概ねJR鹿児島本線で区切られて、日常生活圏を構成しています。

そこで、地域区分は、「遠賀町国土利用計画」(平成17年度)を踏まえて、中学校区で町を南北に区分して遠賀北地域と遠賀南地域とし、相互のつながりを勘案しながら地域の整備構想を設定することとします。

地域区分図



2 . 地域別構想

2 - 1 . 遠賀北地域

(1) 地域の課題

住民意識調査結果によると幹線道路については、遠賀南地区と比較して満足度は高いですが、上下水道、公園・広場の利用しやすさなどの満足度は低いようです。

現況編及び住民意識調査等を踏まえると、遠賀北地域には次のような課題があります。

1) 市街地内の課題

J R 遠賀川駅前周辺の商業地の活性化

- ・ J R 遠賀川駅は、本町と周辺市町を結ぶ通勤・通学などの公共交通の交通結節点として、また本町の玄関口として機能しています。
- ・ 周辺には、一般県道岡垣遠賀線沿道に店舗、業務施設が立地していますが、空き店舗もみられ全体として活気が失われています。
- ・ 駅周辺地区住民や駅乗降客などの利便性を確保するとともに、町の中心として駅前のにぎわいのある空間を形成することが必要です。

駅前と町役場等の公共空間との回遊性の向上

- ・ 現況では、駅前周辺地区から町役場や図書館、中央公民館などの配置されている地区へのアクセスは、一般県道岡垣遠賀線沿いの歩道を利用することとなるため、駅周辺からのアクセスの向上を図り、西川の河川空間を活かした回遊性の向上や、駅周辺利用の利便性を高めることが必要です。

J R 遠賀川駅の改善及び交通結節機能の強化

- ・ 交通ターミナルとしての利便性や快適性の向上のため、J R 遠賀川駅の改善を関係機関に働きかける必要があります。また、自動車や自転車等への円滑な乗り換えを図るため、駐車場や自転車駐車場(駐輪場)の交通結節機能の強化が必要です。

一般県道浜口遠賀線沿道のまちのシンボル化

- ・ 一般県道浜口遠賀線沿道には、自動車利用の沿道型商業施設の立地が進行し、役場などの公共施設が配置されているため、町のシンボル性を考慮した計画的な街並み景観の形成が求められています。

市街地内未利用地の基盤整備

- ・ 市街地内においては、別府地区など宅地化が進まず、現況で農地としての利用が見られる地区があります。これらの地区は、区画道路などが整備されていないため、予め主要区画道路などを計画し、区画道路がこれに結ばれる宅地開発を計画的に誘導することが求められます。

一般国道3号及び一般県道黒山広渡線沿道の有効利用

- ・一般国道3号沿道の尾崎・別府地区においては、未利用地がみられることから、国道沿道の利便性を考慮した業務地などの有効利用が求められます。
- ・一般県道黒山広渡線沿道の鬼津地区においては、一般国道3号と結ぶ幹線道路としての利便性を考慮した沿道の有効利用を図るため、周辺の営農環境等に配慮した土地の有効利用を図る必要があります。

市街地内外の円滑な交通アクセスの確保、

- ・地域北部の集落地などと市街地を結ぶアクセス道路は、町道山手線及び町道鬼津線などが機能していますが、市街地と円滑に結び、通学路などの歩行者空間を確保するための道路整備が求められています。

周辺町との連携強化

- ・遠賀北地域と遠賀川右岸側の水巻町とを結ぶ橋梁としては、一般国道3号の遠賀川橋と御牧大橋がありますが、橋梁の間の区間が長いことから、主要地方道直方芦屋線における安全な歩行者空間及び円滑な走行性の確保による既存橋梁へのアクセスの向上や、水巻町方面への遠賀川架橋の検討が必要です。

2) 市街地外の課題

市街地外への無秩序な宅地開発の規制

- ・地域北部の集落地においては、宅地開発が進行していますが、用途地域外ではきめ細かい建築の用途・形態規制が適用されず、統一性のない住宅地などが形成され、コンパクトな市街地形成を阻害することとなるため、市街地外での宅地開発の規制誘導が必要です。

農地の保全及び拠点の活用

- ・北部地域は、若松・鬼津・尾崎地区にまとまった優良農地が広がっています。農業生産基盤として優良農地の保全は必要であり、本町の美しい田園景観を守るためにも、農地の無秩序な転用及び不耕作地の発生を防止する必要があります。
- ・これらの優良農地について、農業振興のための拠点的な利用を促進する必要があります。

集落地の道路、公園、下水道等の整備、景観形成

- ・地域西部から北部にかけて集落地が分布し、集落内に狭隘道路がみられることから道路、公園などの生活環境施設の整備が必要です。
 - ・下水道は、農業集落排水事業によって対応していますが、下水道事業の未整備箇所については、小型合併処理浄化槽による水洗化事業の促進が必要です。
 - ・農地と背後の丘陵地は、自然景観と集落地による豊かな田園景観を有しているため、これらを損なう建築物や電波塔などの工作物の形態や配置の規制・屋外広告物等の規制が求められます。
-

緑地の保全、自然空間としての活用

- ・ 島津丸山古墳を有する島津丸山歴史自然公園、地域西部の高山などの丘陵地の森林、北部の芦屋町との境に分布する森林などは、自然環境や景観などの観点から保全が必要です。
- ・ 身近な緑地を活かした散策などの自然空間として活用が求められます。
河川の治水機能の維持及び親水空間の整備、水と緑のネットワーク化
- ・ 地域には、西川及び戸切川が流れ、遠賀川が東に沿って北流しています。
- ・ 西川、戸切川などの河川は、増水時における排水対策として、排水施設などの整備強化及び護岸改修等の河川改修の促進が必要です。
- ・ 西川、戸切川などの河川に沿って自然環境を楽しみ憩える空間整備が必要です。
- ・ 河川に沿った歩行者道などの空間により周辺の公園・緑地などと結ばれるネットワークの形成が求められます。
- ・ 尾崎の蟹喰池や島津の峯ヶ浦池などため池が持つ優れた水辺空間の保全・活用が求められます。

(2) 地域づくりの基本方針

課題を踏まえ地域づくりの基本方針を次のように設定します。

活気ある街なか空間と水と緑豊かな魅力あふれる 地域づくり

(3) 地域づくりの部門別方針

1) 土地利用の方針

A. 市街地内

生活交流商業地

- ・JR遠賀川駅前を本町の玄関口として印象付ける空間整備を進めるとともに、土地の高度利用を図りながら駅乗降客などの利便性を高める金融、教育などの商業・業務施設の立地誘導等により活性化を図ります。
- ・遠賀川公民館や保育所等の公共施設、福祉・子育て支援などの関係機関との連携を図り、高齢者や子育て家族、障がい者などが集い、交流できる憩いの空間整備を進め、買い物も楽しめるように商業施設との連携を図ります。

近隣商業地

- ・駅前周辺地区等においては、土地の有効利用を図りながら、近隣住民の生活の利便性を高める食料品、日用品などの店舗や業務施設の立地を誘導します。
- ・駅前から役場、図書館などの公共施設地区の間を楽しく回遊できる空間整備を図ります。

沿道商業・業務地

- ・公共公益施設が配置されている一般県道浜口遠賀線沿道について、本町のシンボルロードとして商業・業務施設の立地誘導を図るとともに、調和のある街並み景観形成を図ります。

沿道流通・業務地

- ・一般国道3号の通過する尾崎、別府地区における国道沿道の利便性を活かして、周辺環境と調和を考慮しながら運輸、流通、業務施設などの沿道利用型業務機能の立地誘導を図ります。
- ・一般県道浜口遠賀線沿道は、鬼津地区等において、周辺の営農環境などと調和した沿道型の業務機能の計画的な立地誘導を図ります。

工業地

- ・準工業地域に指定している別府地区等については、未利用地について、周辺の住宅地などの環境を損なわない企業の誘致を促進するとともに、緑化の促進な

どにより周辺の景観と調和した工業地を形成します。

低層住宅地

- ・別府地区などにおける未利用地について、地区計画制度などを活用して主要区画道路などを計画的に配置し、都市基盤が整備された住宅開発等を計画的に誘導します。

一般住宅地

- ・一般住宅地において、日照や採光を確保し、緑豊かな住宅地を形成するために、敷地内緑化等を誘導します。

B . 市街地外

農地

- ・若松、鬼津、尾崎地区などの優良農地の保全を図り、本町の農業生産を牽引する農業拠点として農業生産環境整備の維持に努めます。

集落地

- ・市街地周辺や丘陵地に沿って形成されている集落地においては、建替え等は周辺の環境との調和を図り、良好な集落地の景観形成を図ります。
- ・土地利用の転換にあたっては、都市計画法、遠賀町開発行為に関する条例などの手法を活用し、計画的な土地利用を誘導していきます。

森林

- ・島津丸山歴史自然公園、地域西部の高山などの丘陵地の森林、北部の芦屋町との境に分布する森林等の保全を図ります。
- ・市街地や集落地の周辺の里山を形成している森林は保全と活用を図ります。

宅地開発の規制誘導

- ・市街地外における住宅開発や商工業系の施設立地については、農地や緑地等の自然的環境の保全及びコンパクトな市街地形成を進めるため、用途地域内への誘導を図ります。

2) 都市施設及び自然環境等の整備方針

道路交通施設

ア . 一般国道 3 号下り線の立体交差化

- ・一般国道 3 号の交差点における円滑な交通を確保するため、下り線の立体交差化の整備促進を関係機関に働きかけます。

イ . 主要地方道直方芦屋線等の整備

- ・主要地方道直方芦屋線における国道 3 号交差点改良及び歩行者空間の確保を関係機関に働きかけるとともに、一般県道黒山広渡線((都)広渡尾崎線)の水巻町方面への延伸を図る遠賀川架橋の整備を関係機関に働きかけます。

ウ．都市計画道路の見直し

- ・都市決定から 20 年以上経過し、街路事業の目処がたっていない長期未着手道路である（都）広渡尾崎線及び（都）重広線については、計画幅員の見直し等を検討します。
- ・同様の長期未着手道路の（都）尾崎上別府線については、路線の見直しを検討します。

エ．地域をネットワークする町道の整備

- ・尾崎・別府地区方面と市街地を結ぶ町道山手線における歩行者の安全性を確保した整備を図ります。
- ・ＪＲによる南北地区間の交通の円滑化を図るため、町道山手線及び町道別府上別府線の整備を図ります。

オ．中心市街地の回遊路の整備

- ・ＪＲ遠賀川駅と町役場等の公共施設地区を結ぶ回遊路整備について検討を行い、該当する町道等の整備を図るとともに沿道住民の協力を得ながら緑化を進め、西川においては歩行者専用の橋梁の整備を検討します。

カ．ＪＲ遠賀川駅の改善

- ・交通ターミナルとしての利便性や快適性の向上のため、ＪＲ遠賀川駅の改善を関係機関に働きかけます。

キ．集落地の生活道路の整備

- ・尾崎地区、鬼津地区等の集落地における安全で生活しやすい環境を形成するために生活道路の整備を進めます。

ク．自転車道、歩行者道の整備

- ・西川や戸切川沿いの道路等を活用し周辺の緑地等を結ぶ自転車道、歩行者道の整備を図ります。

ケ．駐車場の整備（パークアンドライド）

- ・ＪＲ遠賀川駅の交通結節機能高め、商業等の都市機能の利便性を高めるため、駅周辺に駐車場の整備を図ります。

コ．自転車駐車場（駐輪場）の整備

- ・ＪＲ遠賀川駅の自転車等による円滑な乗り換えを図るため、ＪＲ遠賀川駅周辺に自転車駐車場（駐輪場）の整備を図ります。

公園・緑地

- ・緑化重点地区内の都市公園について、整備の推進を図ります。
- ・高山などの森林の保全と身近な自然空間として活用を図ります。
- ・集落地における身近な公園の改修整備を図り、周辺の里山の保全と活用を図ります。

上水道

- ・安定した上水の確保及び上質の水道水の供給を図るため、水道施設の定期的改善を関係機関に働きかけます。
- ・土地利用の転換による新市街地への水道管等の施設整備を関係機関に働きかけます。

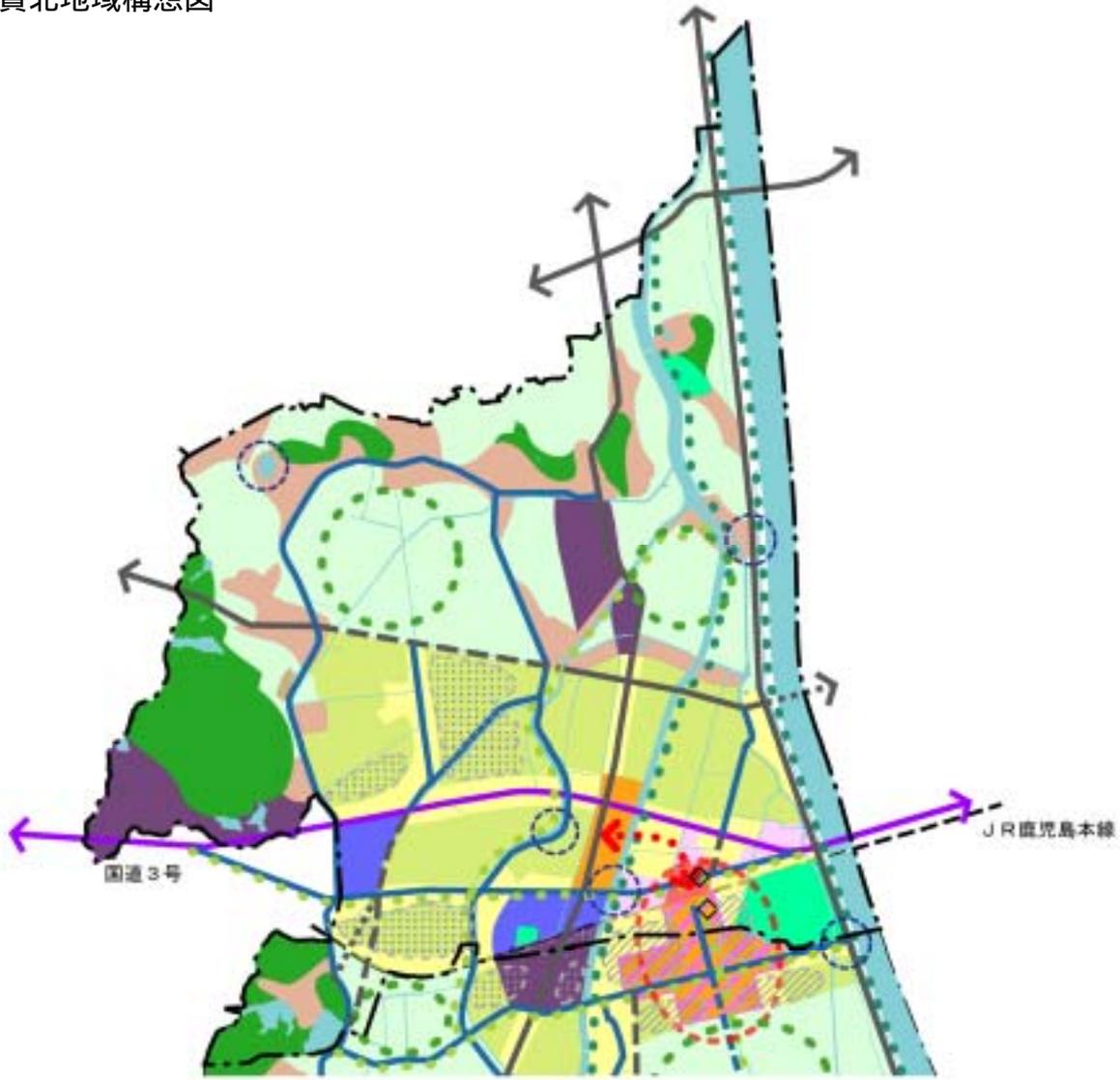
下水道

- ・遠賀北地域の市街地内において、「遠賀町公共下水道基本計画」に基づいて公共下水道の整備を推進します。
- ・島津地区等の集落地においては、小型合併処理浄化槽により汚水処理整備を推進します。

河川・水面

- ・西川、戸切川などの河川は、増水時において適切な排水ができるように、施設の維持管理の強化を図るとともに、広渡排水機場の改修及び吉原川、西川、戸切川の護岸改修等の河川改修の促進を関係機関に働きかけます。
- ・町のシンボルである遠賀川の親水性を高めるため、親水公園の整備及び西川の治水事業の促進を関係機関に働きかけます。
- ・蟹喰池や峯ヶ浦池及びその周辺緑地の優れた自然環境の保全と活用整備を図ります。

遠賀北地域構想図



凡例

- | | | |
|--|--|---|
|  低層住宅地 |  農地 |  農業拠点 |
|  一般住宅地 |  森林 |  中心拠点 |
|  沿道商業・業務地 |  公園・緑地 |  計画的開発推進 |
|  生活交流商業地 |  河川・水面 |  計画的土地利用誘導 |
|  複合商業・業務地 |  主要幹線道路 |  親水公園 |
|  近隣商業地 |  幹線道路 |  地域界 |
|  沿道流通・業務地 |  補助幹線道路 |  回遊路整備 |
|  福祉関連地区 |  都市計画道路の見直し |  歩行者道 |
|  工業地 |  検討路線 |  自転車道 |
|  集落地 |  自転車駐車場 |  火葬場 |

2 - 2 . 遠賀南地域

(1) 地域の課題

住民意識調査結果によると幹線道路については、遠賀北地区と比較して満足度は低く、上下水道、公園・広場の利用しやすさなどは満足度は高いようです。

現況編及び住民意識調査等を踏まえると、遠賀南地域には次のような課題があります。

1) 市街地内の課題

駅南地区の未利用地の利用促進

- ・ J R 遠賀川駅南側に広がる未利用地について、定住拠点地区としての事業の推進を図り、計画的な宅地開発による土地利用の促進を図る必要があります。
- ・ 計画的な開発の誘導を進めるために、地区内幹線道路について計画的な配置を行う必要性があります。

駅南側へのアクセス確保及び駅南北の連携

- ・ J R 遠賀川駅南口へ南部方面及び中間市方面からの円滑なアクセスの確保が必要です。さらに、駅南北市街地の一体化を進めるために、駅南北における歩行者動線の確保を図る必要があります。

J R 遠賀川駅の改善

- ・ 交通ターミナルとしての利便性や快適性の向上のため、J R 遠賀川駅の改善を関係機関に働きかける必要があります。

主要地方道宮田遠賀線沿道の有効利用

- ・ 主要地方道宮田遠賀線の整備による利便性の向上を活かし、沿道の有効利用を図る必要があります。

市街地内未利用地の基盤整備

- ・ 主要地方道宮田遠賀線沿道の後背地などにおける未利用地について、主要区画道路等の配置により計画的な宅地化の推進を図る必要があります。

町南北間の交通の円滑化

- ・ 別府、千代丸地区における J R 鹿児島本線南北間の交通の円滑化を考慮した交通アクセスの確保を図る必要があります。

周辺市町との連携強化

- ・ 遠賀南地域と遠賀川右岸側の水巻町とを結ぶ橋梁としては、一般国道 3 号の遠賀川橋ですが、橋梁と結ぶ主要地方道直方芦屋線の安全な歩行者空間の確保及び円滑な走行性の確保による遠賀川橋へのアクセスの向上、さらに水巻町方面との連携の強化が必要です。

2) 市街地外の課題

市街地外への無秩序な宅地開発の規制

- ・市街地外の新築件数は遠賀北地域と比較して少ないのですが、虫生津地区や千代丸地区などでみられます。住居系以外の開発もみられることから、コンパクトな市街地形成と周辺の緑豊かな環境の保全や景観との調和などを考慮して、市街地外での宅地開発の規制誘導が必要です。

未利用地の有効利用

- ・主要地方道宮田遠賀線沿道周辺においては、宅地開発が行われた未利用地があるため、周辺の自然環境や住宅地と調和した土地の有効利用が求められています。

農地の保全及び農業拠点形成

- ・遠賀南地域は、老良、木守、上別府地区などにまとまった優良農地が広がっています。農業生産基盤として優良農地の保全は必要であり、本町の美しい田園景観を守るためにも、農地の無秩序な転用及び不耕作地の発生を防止する必要があります。
- ・これらの優良農地の保全と農業振興のための拠点的な利用を促進する必要があります。
- ・農業生産基盤整備が行われていない箇所も残されているため、基盤整備の検討が必要です。

集落地の道路、公園、下水道等の整備、景観形成

- ・虫生津地区における主要地方道宮田遠賀線(現道)の虫生津橋以西や芙蓉地区と結ぶ町道ナギノ線などの道路は、歩道がなく歩行者の安全性などに問題があり整備が必要です。
- ・集落地における身近な公園の改修整備や、下水道の整備区域外については、小型合併処理浄化槽による水洗化の促進が必要です。
- ・広がりのある農地や馬頭岳などの森林と調和する集落地などによる田園景観を保全するために、建築物や電波塔などの工作物の形態や配置、屋外広告物等の規制が求められています。

緑地の保全、自然空間としての活用

- ・南部に広がる馬頭岳などの森林や、豊前坊古墳のある丘陵地の緑地などは自然環境、景観などの観点から保全が必要です。
- ・馬頭岳ハイキングコースや展望台などの整備が行われていますが、自然空間として利用促進を図るために環境整備などが求められています。

河川の治水機能の維持及び親水空間の整備、水と緑のネットワーク化

- ・地域には西川が流れ豊かな水量の水辺空間を形成しています。また、農業用水路が張り巡らされており、本町及び南部地域の景観を特徴づけています。
- ・西川などの河川は、増水時において適切な排水ができるように、河川改修などの整備強化が必要です。また、水と親しむことのできる親水空間の整備が求め

られています。

- ・親水空間と豊前坊古墳の緑地などを結びながら、自然豊かな地域を散策できる水と緑のネットワーク化が求められています。

(2) 地域づくりの基本方針

課題を踏まえ地域づくりの方針を次のように設定します。

まちの魅力が集まる中心拠点づくりと 新しい風をおこす地域づくり

(3) 地域づくりの部門別方針

1) 土地利用の方針

A . 市街地内

複合商業・業務地

- ・ 町民の生活・文化の充実・向上を図り、広域から人を呼び込む中心拠点を形成する都市機能の集積を図ります。
- ・ 生活の利便性を高め、教養・文化の向上、余暇活動の充実などを図るために、教育・文化機能の集積を図ります。
- ・ 町の産業の総合的な振興を図るために、基幹産業である農業の特産品、加工品等を販売し、市場的な活気ある商業機能の配置を行います。さらに、本町及び周辺地域の産業を紹介し、企業間の交流を促進し、情報を発信する機能を配置します。
- ・ 都市計画道路駅南線及び老良上別府線沿道周辺は、周辺の住宅地との調和を図りながら、駅周辺の利便性を生かした生活関連業務等の計画的な立地誘導を図ります。
- ・ これらの機能の計画的な集積により複合商業地の形成を図ります。

沿道流通・業務地

- ・ 木守地区などの主要地方道宮田遠賀線沿道はバイパスの整備にともなって、沿道の利便性により開発動向が高まることが予想されます。このため、沿道には、沿道利用型の流通・業務の計画的な誘導を図るとともに、周辺の丘陵地などの自然との調和に向けて景観誘導を図ります。

福祉関連地区（ふれあいの里周辺）

- ・ 浅木地区には、ふれあいの里や高齢者福祉施設、障がい者施設が集積していることから、関連する医療・福祉機能の充実を図ります。
- ・ これらの施設の入所者や利用者等が住みやすく利用しやすい環境づくりのため、歩道の整備や散策路の充実、施設周辺や公園などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

低層住宅地

ア．駅南地区

- ・豊かな自然とやすらぎを実感する質の高い住宅地の計画的な配置を行い、新たな居住者が共同で家庭菜園などを行うことのできる菜園付き住宅など周辺の農業環境と調和した田園住宅地の形成を図ります。

イ．主要地方道宮田遠賀線後背地（木守地区）

- ・主要地方道宮田遠賀線沿道の後背地は、周辺の住宅地や自然環境との調和などを考慮して住宅地としての開発を誘導するため、住宅地にふさわしい主要区画道路などの計画的な配置を行います。一方、工業・流通などの用途は準工業地域への誘導を図ります。

ウ．既存住宅地（東和苑・浅木地区等）

- ・東和苑・浅木地区などの住宅団地及びその周辺の住宅地は、低層の良好な住環境を保全し、生垣化などを促進して緑豊かな低層住宅地として形成します。

一般住宅地

ア．駅南地区

- ・駅に近接する立地条件を活かして、共同住宅の立地を計画的に誘導します。周辺の居住環境や田園景観等との調和を図るため、必要に応じて土地利用の高度化を図ります。

イ．既存住宅地（木守川東地区）

- ・木守川東地区などの既存の住宅地は非住居系機能と新たな開発とが調和した土地利用の推進を図るとともに、緑地の配置などにより、緑豊かな住環境の形成を図ります。

B．市街地外

農地

- ・駅南地区より南側における基盤整備された優良農地の保全を図り、特産品などの開発・生産などを進め、遠賀町の農業拠点として形成を図ります。
- ・木守地区、虫生津地区等のほ場整備未施行地区における農業生産基盤整備の検討を行います。

集落地

- ・農家住宅の新築・建替などを周辺の田園景観との調和を図るとともに、馬頭岳等の森林のふもとに位置する集落地は、周辺の森林と調和した景観形成を図ります。
- ・土地利用の転換にあたっては、都市計画法、遠賀町開発行為に関する条例などの手法を活用し、計画的な土地利用を誘導していきます。

森林

- ・馬頭岳や豊前坊古墳のある丘陵地の森林については保全を図ります。さらに、馬頭岳の森林は、自然空間として整備を進めます。

-
- ・市街地や集落の周辺の里山を形成している森林は保全と活用を図ります。
- 沿道流通・業務地
- ・主要地方道宮田遠賀線沿道周辺は、木守地区や上別府地区、虫生津地区等において、交通の利便性を活かして、周辺環境と調和を考慮しながら運輸、流通、業務施設などの沿道業務等の立地誘導を図ります。
 - ・また、主要地方道宮田遠賀線沿道などにおいて、工場等の施設立地の動向が予測されますが、周辺の緑地等の自然環境との調和とコンパクトな市街地形成のために市街地内準工業地域への立地を誘導します。
 - ・住宅地開発は、田園環境との調和等から市街地への立地を誘導します。

2) 都市施設及び自然環境等の整備方針

道路交通施設

ア．駅南地区及び周辺の道路整備

- ・駅南地区への円滑なアクセスを図るために、(都)老良上別府線の整備促進を図るとともに、駅南地区周辺の計画的な道路網の再編整備を図ります。

イ．主要地方道直方芦屋線等の整備

- ・主要地方道直方芦屋線における歩行者空間の確保を関係機関に働きかけるとともに、JR遠賀川駅定住拠点地区から南北方向に伸びて中間方面と結ぶ道路及びこれと東西方向に結ばれる水巻方面へのアクセス道路の検討を行います。

ウ．都市計画道路の見直し

- ・都市決定から20年以上経過し、長期未着手道路の(都)尾崎上別府線については、遠賀南地域における区間の路線の見直しを検討します。
- ・事業化の目処がたっていない未着手道路である(都)木守浅木線については、代替路線を検討します。

エ．地域をネットワークする町道の整備

- ・町南部地域の西側地区をネットワークする町道山手線の強化を図り、拡幅整備などにより円滑な走行性の確保と歩道整備などにより通学路などの安全な歩行者空間の確保を図ります。
- ・木守地区の開発により発生集中する交通量をJR北側の別府地区などへの分散を図るため、町道別府上別府線の拡幅・歩道整備等の強化を図ります。

オ．集落地の生活道路の整備

- ・虫生津地区、老良地区等の集落地における安全で生活しやすい環境を形成するために生活道路の整備を進めます。

カ．自転車道、歩行者道の整備

- ・西川、戸切川沿いの町道等を活用して散策などのできる歩行者道や自転車道の整備を図ります。

キ．ＪＲ遠賀川駅のアクセス改善

- ・交通ターミナルとしての利便性や快適性の向上のため、ＪＲ遠賀川駅の改善を関係機関に働きかけます。

ク．駐車場の整備（パークアンドライド）

- ・ＪＲ遠賀川駅の交通結節機能を高め、商業等の都市機能の利便性を高めるため、駅周辺に駐車場の整備を図ります。

公園・緑地

- ・駅南地区などにおける街区公園等の整備を図ります。
- ・馬頭岳・豊前坊古墳などの自然環境に優れた地区の緑地保全及び自然空間としての活用を図ります。

上水道

- ・安定した上水の確保及び上質の水道水の供給を図るため、水道施設の定期的改善を関係機関に働きかけます。
- ・土地利用の転換による新市街地への水道管等の施設整備を関係機関に働きかけます。

下水道

- ・市街地内の駅南地区など公共下水道未整備地区について、「遠賀町公共下水道基本計画」に基づいて公共下水道の整備を推進します。
- ・下水道整備区域外の集落地においては、小型合併処理浄化槽等により汚水処理整備を推進します。

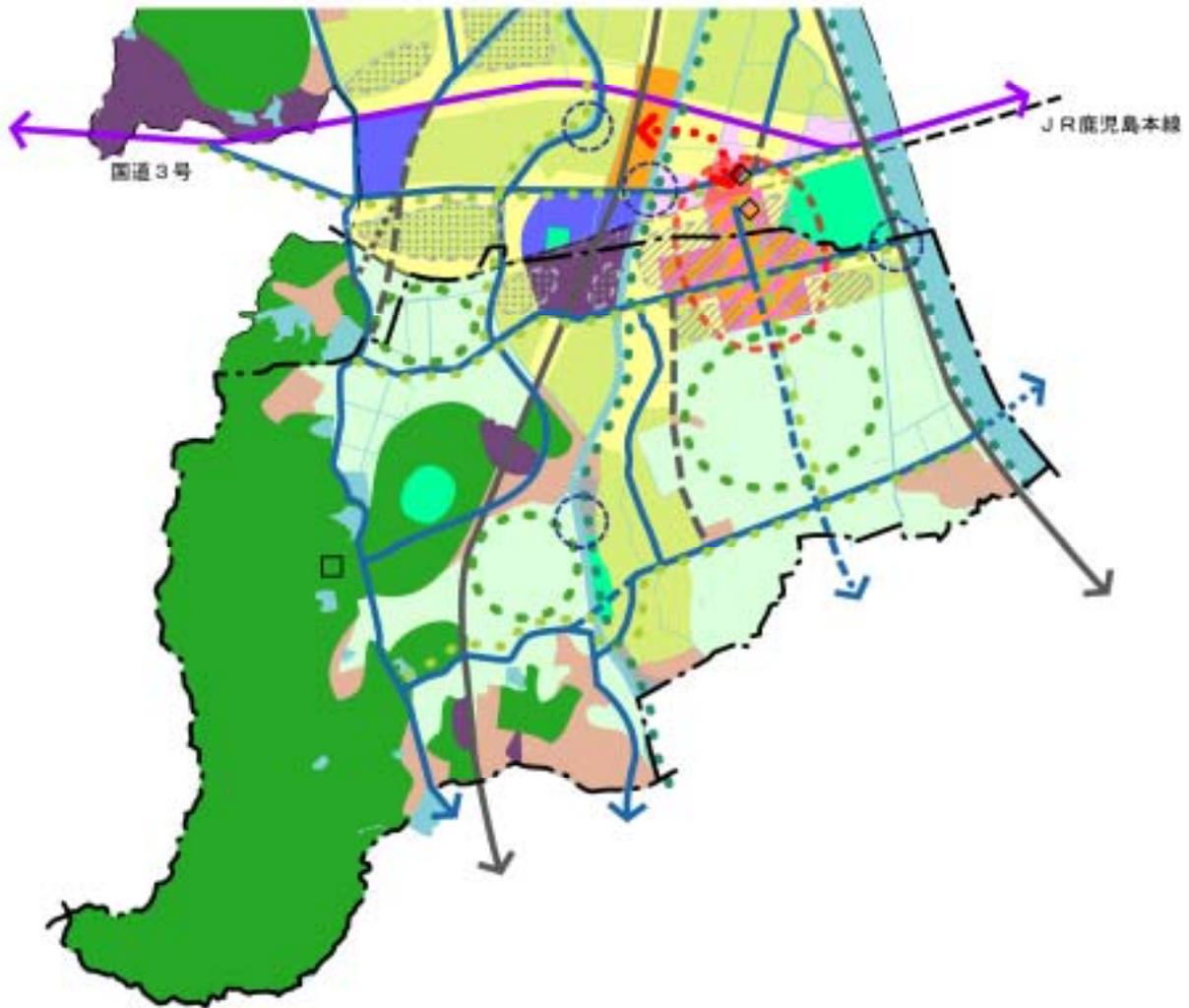
火葬場の整備方針

- ・火葬場「天生園」の老朽化に伴い、現在設置されている場所において建替を促進します。
- ・今後必要とされる機能及び規模を備えつつ、周辺の環境と調和した建物規模・形態の施設として整備し、ばい煙等による環境負荷の低減を働きかけます。

河川・水面

- ・西川などの河川は、増水時において適切な排水ができるように、施設の維持管理の強化を図るとともに、護岸改修等の河川改修の促進を関係機関に働きかけます。
- ・町のシンボルである遠賀川の親水性を高めるために、親水公園の整備を関係機関にはたらきかけるとともに、水量豊かな西川も住民の手に届く親水公園等の整備を働きかけます。

遠賀南地域構想図



凡例

- 低層住宅地
- 一般住宅地
- 沿道商業・業務地
- 生活交流商業地
- 複合商業・業務地
- 近隣商業地
- 沿道流通・業務地
- 福祉関連地区
- 工業地
- 集落地

- 農地
- 森林
- 公園・緑地
- 河川・水面
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 都市計画道路の見直し
- 検討路線
- 自転車駐車場

- 農業拠点
- 中心拠点
- 計画的開発推進
- 計画的土地利用誘導
- 親水公園
- 地域界
- 回遊路整備
- 歩行者道
- 自転車道
- 火葬場

実現の方策編

1 . 土地利用方針に関する施策

(1) 用途地域の見直し

- ・全体構想及び地域別構想において、駅南地区は、中心拠点形成を図るために複合商業地及び近隣商業地並びに一般住宅地等の土地利用を行うものとしています。
- ・現行の用途地域は、計画的な開発事業の着手前における無秩序な民間開発の進行を制限するために、低層住宅等に限定して建築を許容する第一種低層住居専用地域の指定を行っています。
- ・計画的な開発による商業系用途などの建物の立地誘導、及び秩序的な土地の高度利用を誘導するために、現行の用途地域の見直しを行うものとします。
- ・用途地域の変更だけでは、駅前周辺の健全でにぎわいのある市街地形成及び住環境との調和を考慮したきめ細かな土地利用の実現は難しいため、地区計画制度や高度地区、防火地域及び準防火地域の指定等を検討します。
- ・また、主要地方道宮田遠賀線の高架橋周辺の木守地区については、交通条件の良さを活かした沿道流通・業務地として土地利用を図るとしていますが、現行の用途地域が第二種低層住居専用地域であるため、流通・業務系の建築を可能とする用途地域へ見直しを行うものとします。

(2) 地区計画制度の活用

- ・駅周辺の中心拠点形成を図りつつ、コンパクトなまちづくりを推進するために、中心拠点以外の地区への大規模集客施設等の規制誘導を図る地区計画制度の活用を検討します。
- ・市街地の未利用地における計画的な土地利用の誘導のために道路等の地区施設整備、建物用途の計画的な誘導、既成市街地のゆとりある住環境の形成及び緑化の促進を図るため、地域住民の主体的な関わりによる地区計画制度等の活用を図るものとします。

2 . 都市施設整備方針に関する施策

(1) 交通施設

- ・都市計画区域マスタープランにおいて、おおむね 10 年以内に事業の実施を図る都市計画道路老良上別府線、松ノ本上別府線、駅南線について事業を推進します。
- ・全体構想では、都市決定から 20 年以上経過し、事業化の目処がたっていない長期未着手道路については、計画幅員の見直しや廃止等を検討するものとしています。
- ・今後、見直しの内容などの検討を進め、住民の合意形成を図りながら、都市計画道路の見直しを進めるものとします。
- ・JR 遠賀川駅を交通拠点として、電車や自動車、バス等の交通結節機能の向上を図るため、駅及び周辺の整備を図り、安全な歩行者空間の整備を図ります。また、駅

周辺の駐車場及び自転車駐車場（駐輪場）の整備を進めます。

- ・公共交通体系の計画的な見直しを行い、コミュニティバスのルートや停留所、便数の増加等の充実を図ります。

（２）公園・緑地

- ・緑化重点地区内の都市公園について整備の推進を図るとともに、身近な公園等を利用しやすくするために、計画的に都市公園の改修整備を図ります。
- ・民間の協力を得ながら借地公園など用地取得を伴わない公園整備の検討を行います。
- ・本町の豊かな森林の保全を図るために風致地区、緑地保全地域の指定を検討するとともに、民有地の緑化を進めるために住民による地区計画、緑地協定などの指定を促進します。

（３）下水道

- ・「遠賀町公共下水道基本計画」に基づき、事業の推進を図ります。また、用途地域等を中心とした既成市街地への普及促進や未利用地などの基盤未整備地区への計画的な整備を進めます。
- ・遠賀川及びその支流の水質の向上を図るため、下水道未整備地区における生活排水等による水質の悪化を未然に防ぐための指導や、水質浄化のための広報活動を積極的に進めます。

（４）ゴミ処理場

- ・遠賀・中間リレーセンターを経由した広域的な処理の推進を図るとともに、省資源の施策の推進を図ります。

（５）火葬施設

- ・遠賀・中間地域広域行政事務組合「天生園」における火葬施設の老朽化が進んでいるため、建替えを促進します。

３．景観形成の方針に関する施策

- ・景観法に基づいた景観計画の策定と景観条例の制定を検討します。
- ・市街地景観については、地区計画制度や建築協定、緑地協定等により、建築の形態等の規制・誘導を図り、調和ある都市景観形成を推進します。
- ・自然景観については、開発行為等における緑地の確保、風致地区や緑地保全地区の指定等により、自然景観の保全・形成を図ります。

資料編

まちづくりに関する住民意識調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査結果とりまとめの目的

遠賀町都市計画マスタープラン策定の参考資料として、遠賀町総合計画に関する住民意識調査の中でまちづくりに関する設問について集計結果をとりまとめます。

(2) 調査方法

調査年月	平成 18 年 7 月 11 日 ~ 31 日
調査対象	現在遠賀町に居住している 20 歳以上の方 2,000 人 (住民基本台帳マスターファイルより等間隔抽出)
調査票の配布・回収方法	郵送による配布・回収
回収状況	有効回答数 831(有効回答率 41.6%)

2. 調査結果

2 - 1. 遠賀町が取り組むべき分野

遠賀町が取り組む分野として 26 項目の中から 3 つを選び、順位をつけてもらったところ、まちづくりに関しては、「下水道」、「防犯対策」、「交通網(バス路線)」などに対する取り組みが求められています。

表 遠賀町が取り組むべき分野

	第一位	第二位	第三位	点数	前回の順位
下水道(し尿処理、排水処理)	98	57	39	447	1
防犯対策(治安・防犯街灯など)	57	79	83	412	7
交通網(バス路線)	76	56	49	389	3
生活道路(町道、住宅まわりの道路など)	49	50	49	296	4
上水道(料金、おいしさ、湧水対策)	42	59	43	287	5
緊急時に避難する経路や避難場所	27	62	67	272	-
小学校・中学校教育	29	44	29	204	9
交通網(JR)	34	37	18	194	10
緑や自然の豊かさ	32	30	38	194	15
防災対策(風水害対策、土砂崩れ対策など)	26	32	27	169	17
買い物の利便性	15	36	44	161	13
仕事・通勤の利便さ	12	11	26	84	18
幹線道路(国道、県道など町外結ぶ道路)	13	7	5	58	8
公園・広場の利用しやすさ	3	15	12	51	16
地区公民館や集会施設の利用しやすさ	2	7	15	35	22
家や工場の建て込み具合	1	6	9	24	19
スポーツやレクリエーションの機会	1	2	10	17	23
計	517	590	563		

注1：点数欄は、全ての回答を「第1位 = 3点」、「第2位 = 2点」、「第3位 = 1点」として合計したものを点数としている。

2 - 2 . 遠賀町が目指すべき町の姿

遠賀町が目指すべき町の姿としては、「自然の残る農村地域」という回答が全体の半数を占めています。次いで、「住宅都市」を目指すべきだという回答が多くなっています。これは前回の意向調査結果（平成12年9月実施）とあまり変化はみられません。

そのため、引き続き、農村地域とベッドタウン機能の両立が課題と考えられます。

また、全ての地区で「自然の残る農村地域」と答えた人が一番多く、地区別の差は特にみられません。 北部は遠賀北地域の範囲、南部は遠賀南地域の範囲を示します。

表 遠賀町が目指すべき町の姿

	前回		今回	
	実数	構成比	実数	構成比
1 産業の活発な町	37	6.1%	77	9.6%
2 人々が集まる賑やかな町	90	14.8%	93	11.6%
3 住宅都市	149	24.4%	187	23.4%
4 自然の残る農村地域	323	53.0%	429	53.6%
5 その他	11	1.8%	14	1.8%
計	610	100.0%	800	100.0%

表 地区別遠賀町が目指すべき町の姿

		産業の活発な町	人々が集まる賑やかな町	住宅都市	自然の残る農村地域	その他	計
北部	用途地域内	46	57	114	220	11	448
		10%	13%	25%	49%	2%	100%
南部	用途地域内	8	15	31	80	1	135
		6%	11%	23%	59%	1%	100%
計	用途地域外	12	6	12	70	1	101
		12%	6%	12%	69%	1%	100%
計		77	93	187	429	14	800
		10%	12%	23%	54%	2%	100%

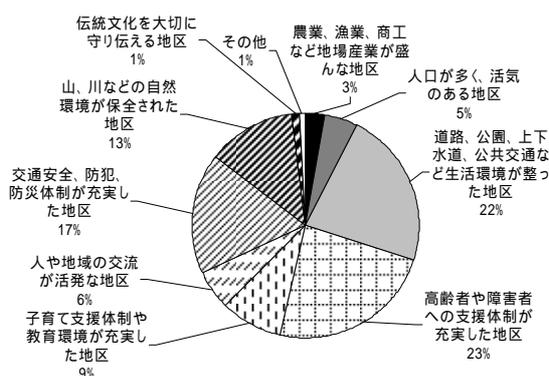
北部は遠賀北地域の範囲を示し、南部は遠賀南地域の範囲を示します。

2 - 3 . 地域づくりの目標像

「高齢者や障害者への支援体制が充実した地区」を目指すべきだという回答が全体の約1/4を占めています。

次いで、「道路、公園、上下水道、公共施設など生活環境が整った地区」を目指すべきだという回答が多くなっています。

図 地域が目指すべき町の姿



2 - 4 . 地域別の生活環境に関する満足度

(1) 土地利用に関する設問

家や工場の建て込み具合

北部の用途地域内の満足度が高く、用途地域外の満足度が低いです。

北部では用途地域内の整序が進み、用途地域外では混在が認識されています。

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	28 6%	65 14%	299 65%	48 10%	8 2%	14 3%	461 100%	12.4
	用途地域外	4 4%	10 9%	66 62%	17 16%	5 5%	4 4%	106 100%	8.5
南部	用途地域内	6 4%	16 11%	100 70%	12 8%	4 3%	4 3%	142 100%	5.6
	用途地域外	6 5%	20 16%	73 60%	14 11%	4 3%	5 4%	122 100%	8.2
計	44	111	537	91	21	27	831		

買い物の利便性

用途地域内は満足度が高く、利便性が高いと評価されています。

用途地域外は満足度が低く、特に南部は、利便性が低いと評価されています。

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	41 9%	140 30%	142 31%	89 19%	44 10%	5 1%	461 100%	9.8
	用途地域外	9 8%	20 19%	43 41%	22 21%	11 10%	1 1%	106 100%	5.7
南部	用途地域内	12 8%	32 23%	55 39%	29 20%	9 6%	5 4%	142 100%	6.3
	用途地域外	3 2%	25 20%	41 34%	37 30%	14 11%	2 2%	122 100%	27.9
計	65	217	281	177	78	13	831		

(2) 都市施設等に関する設問

幹線道路

北部の満足度が高く、南部が低いです。

北部は道路整備が進んでいると評価されています。

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	85 18%	100 22%	193 42%	48 10%	13 3%	22 5%	461 100%	42.5
	用途地域外	18 17%	17 16%	54 51%	12 11%	2 2%	3 3%	106 100%	34.9
南部	用途地域内	16 11%	17 12%	74 52%	22 15%	9 6%	4 3%	142 100%	6.3
	用途地域外	9 7%	22 18%	65 53%	14 11%	5 4%	7 6%	122 100%	13.1
計	128	156	386	96	29	36	831		

生活道路

幹線道路と同じく北部の満足度が高く、南部の満足度が低いです。

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	57 12%	69 15%	199 43%	97 21%	25 5%	14 3%	461 100%	7.8
	用途地域外	13 12%	15 14%	48 45%	23 22%	5 5%	2 2%	106 100%	7.5
南部	用途地域内	12 8%	13 9%	68 48%	34 24%	13 9%	2 1%	142 100%	16.2
	用途地域外	7 6%	17 14%	56 46%	30 25%	8 7%	4 3%	122 100%	12.3
計	89	114	371	184	51	22	831		

点数の欄は、全ての回答を「満足 = 2点」、「やや満足 = 1点」、「ふつう = 0点」、「やや不満 = 1点」、「不満 = 2点」、「不明 = 0点」として合計し、その点数を回答者数で除して100倍したもの。

交通網（バス路線）

全体的にマイナスで満足度が低い
です。

特に、北部の用途地域外の満足度が
低いです。

交通網（バス路線）

		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数
北部	用途地域内	12 3%	25 5%	137 30%	136 30%	131 28%	20 4%	461 100%	75.7
	用途地域外	2 2%	6 6%	27 25%	37 35%	28 26%	6 6%	106 100%	78.3
南部	用途地域内	3 2%	5 4%	48 34%	52 37%	29 20%	5 4%	142 100%	69.7
	用途地域外	3 2%	9 7%	33 27%	37 30%	32 26%	8 7%	122 100%	70.5
計		20	45	245	262	220	39	831	

人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）

全体的にマイナスで満足度が低い
です。

特に、南部の満足度が低いです。

人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザインの推進）

		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数
北部	用途地域内	16 3%	26 6%	309 67%	70 15%	14 3%	26 6%	461 100%	8.7
	用途地域外	1 1%	9 8%	75 71%	11 10%	2 2%	8 8%	106 100%	3.8
南部	用途地域内	1 1%	12 8%	96 68%	20 14%	5 4%	8 6%	142 100%	11.3
	用途地域外	2 2%	9 7%	77 63%	19 16%	4 3%	11 9%	122 100%	11.5
計		20	56	557	120	25	53	831	

公園・広場の利用しやすさ

南部の用途地域内の満足度が高く、
北部は全体的に満足度が低いです。

総合運動公園の整備等が影響して
いると推測されます。

公園・広場の利用しやすさ

		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数
北部	用途地域内	17 4%	60 13%	255 55%	90 20%	23 5%	16 3%	461 100%	9.1
	用途地域外	5 5%	7 7%	61 58%	22 21%	7 7%	4 4%	106 100%	17.9
南部	用途地域内	5 4%	23 16%	84 59%	24 17%	4 3%	2 1%	142 100%	0.7
	用途地域外	3 2%	23 19%	66 54%	20 16%	5 4%	5 4%	122 100%	0.8
計		30	113	466	156	39	27	831	

スポーツ・レクリエーションの機会

南部の用途地域外の満足度が高い
です。

総合運動公園の整備等が影響して
いるものと推測されます。

北部は全体的に満足度が低いです。

スポーツやレクリエーションの機会

		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数
北部	用途地域内	11 2%	33 7%	337 73%	50 11%	7 2%	23 5%	461 100%	2.0
	用途地域外	1 1%	12 11%	74 70%	9 8%	3 3%	7 7%	106 100%	0.9
南部	用途地域内	3 2%	8 6%	105 74%	19 13%	2 1%	5 4%	142 100%	6.3
	用途地域外	0 0%	19 16%	77 63%	12 10%	1 1%	13 11%	122 100%	4.1
計		15	72	593	90	13	48	831	

下水道（し尿処理、排水処理）

南部は全体的に満足度が高いです。

下水道の供用開始が南部で進んでいることが影響していると推測されます。

下水道（し尿処理、排水処理）

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	19 4%	37 8%	179 39%	105 23%	103 22%	18 4%	461 100%	51.2
	用途地域外	10 9%	10 9%	45 42%	18 17%	19 18%	4 4%	106 100%	24.5
南部	用途地域内	20 14%	22 15%	64 45%	17 12%	17 12%	2 1%	142 100%	7.7
	用途地域外	12 10%	23 19%	62 51%	12 10%	11 9%	2 2%	122 100%	10.7
計	61	92	350	152	150	26	831		

防災対策（風水害対策、土砂崩れ対策など）

北部の用途地域外の満足度が高く、南部の用途地域外の満足度が低いです。

防災対策（風水害対策、土砂崩れ対策など）

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	21 5%	35 8%	315 68%	50 11%	20 4%	20 4%	461 100%	2.8
	用途地域外	5 5%	9 8%	75 71%	10 9%	1 1%	6 6%	106 100%	6.6
南部	用途地域内	5 4%	13 9%	103 73%	10 7%	6 4%	5 4%	142 100%	0.7
	用途地域外	1 1%	16 13%	83 68%	10 8%	6 5%	6 5%	122 100%	3.3
計	32	73	576	80	33	37	831		

緑や自然の豊かさ

全体的に満足度が高く、特に、北部の用途地域外の満足度が高いです。

緑や自然の豊かさ

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	118 26%	167 36%	140 30%	23 5%	5 1%	8 2%	461 100%	80.3
	用途地域外	43 41%	28 26%	28 26%	4 4%	1 1%	2 2%	106 100%	101.9
南部	用途地域内	40 28%	54 38%	40 28%	6 4%	1 1%	1 1%	142 100%	88.7
	用途地域外	38 31%	45 37%	32 26%	3 2%	0 0%	4 3%	122 100%	96.7
計	239	294	240	36	7	15	831		

河川・水路のきれいさ

全体的に点数はマイナスで満足度が低いです。特に、北部の用途地域内の満足度が低いです。

河川・水路のきれいさ

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明	計	点数	
北部	用途地域内	10 2%	59 13%	182 39%	133 29%	68 15%	9 2%	461 100%	41.2
	用途地域外	4 4%	17 16%	43 41%	30 28%	11 10%	1 1%	106 100%	25.5
南部	用途地域内	0 0%	28 20%	58 41%	44 31%	12 8%	0 0%	142 100%	28.2
	用途地域外	3 2%	20 16%	53 43%	27 22%	14 11%	5 4%	122 100%	23.8
計	17	124	336	234	105	15	831		

遠賀町都市計画マスタープラン策定経過

開催日		内容
平成 21 年 3 月 31 日	都市計画審議会	都市計画マスタープラン（素案）の検討
平成 21 年 11 月 4 日	都市計画審議会	修正案の検討
平成 22 年 2 月 8 日	都市計画審議会	成案の協議
平成 22 年 3 月 1 日 ～ 3 月 12 日	パブリックコメント	
平成 22 年 3 月 日	都市計画審議会	策定

遠賀町都市計画審議会委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	仲野 茂之	(会長)
	森 素直	(副会長)
	千坂 博	
	高崎 徳彦	
住民代表	泉原 敏行	
	古畑 紀子	
	山本 運	
町議会議員	奥村 守	
	三原 光広	

